

森・里・湖に育まれる

漁業と農業が織りなす琵琶湖システム

滋賀県琵琶湖地域

世界農業遺産保全計画（第2期）



計画期間：令和7年4月～令和12年3月

琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会

令和7年4月

農林水産業システムの概要

琵琶湖システムは、水田営農と深く関わりながら発展してきた伝統的な内水面漁業を中心とするシステムである。その根幹には、産卵にやってくる湖魚に安全な繁殖場を提供する水田営農、必要な量・サイズの湖魚のみを選択的に漁獲する伝統的な漁法、漁業者が組織的に水産資源を保全管理する伝統的で社会的な仕組みがある。農業と漁業の複合的な営みにより、1,000 年以上にわたって受け継がれてきたシステムで、都市化が進む地域の淡水域において、持続的な資源利用を受け継いできている。

日本の古都・京都の近傍に位置する琵琶湖は、16 の固有種を含む 47 種の在来魚を育んできている。この中で、ニゴロブナ等の湖魚は、約 2,000 年にわたり、湖辺の低湿地に開発された水田に自ら遡上し、産卵・初期成育の場として利用してきている。こうした中、人々は、遡上する湖魚を農作業の傍らで捕獲する様々な待ち受け型の漁法を発達させ、食料自給の安定性を高める半農半漁のライフスタイルを築いた。

漁法の代表格は、未成熟魚を捕らえない、選択的な漁獲が可能なエリ漁である。エリとは水流や魚の生態を巧みに利用する伝統的な定置網で、このエリは水田とともに、持続的な資源の利用と保全を実現するランドスケープ・レイクスケープを形作ってきている。漁業者はこうした中で、水産資源を保全管理する仕組みを築いてきた。その根底には、湖の保全に寄与する農業やヨシ保全がある。また、緑化された水源林が、洪水や渇水の防止に寄与し、それが、琵琶湖から河川に遡上する湖魚の成育環境の保全にもつながってきている。

こうした営みの背景には、多様な湖魚を米で発酵させる「なれずし」の食文化がある。その代表である「ふなずし」は、日本の寿司の原型と評されるだけでなく、祭礼の供え物等にも用いられてきている。これらは、人びとの絆を醸成し、自然災害等の困難に協力して対処する上で精神文化的基盤となってきた。

20 世紀後半の経済発展の中で、このシステムは、人口増や都市化、農業の近代化、外来魚による食害など、様々な課題に直面してきた。こうした課題に対し、1970 年代以降、漁業者のみならず、農業者や林業者、消費者など多様な主体が連携し、琵琶湖システムの継承に取り組んできている。そのような中で、琵琶湖の富栄養化防止に向けた市民運動により条例が制定され、湖魚が産卵できる水田・水路の環境を保全する取組も行っている。

こうした多様な主体の協働は、ソーシャル・キャピタルの形成にもつながり、それが、下流の大都市圏の住民を含む 1,450 万人の水源である琵琶湖の水質や生態系の保全にも寄与している。

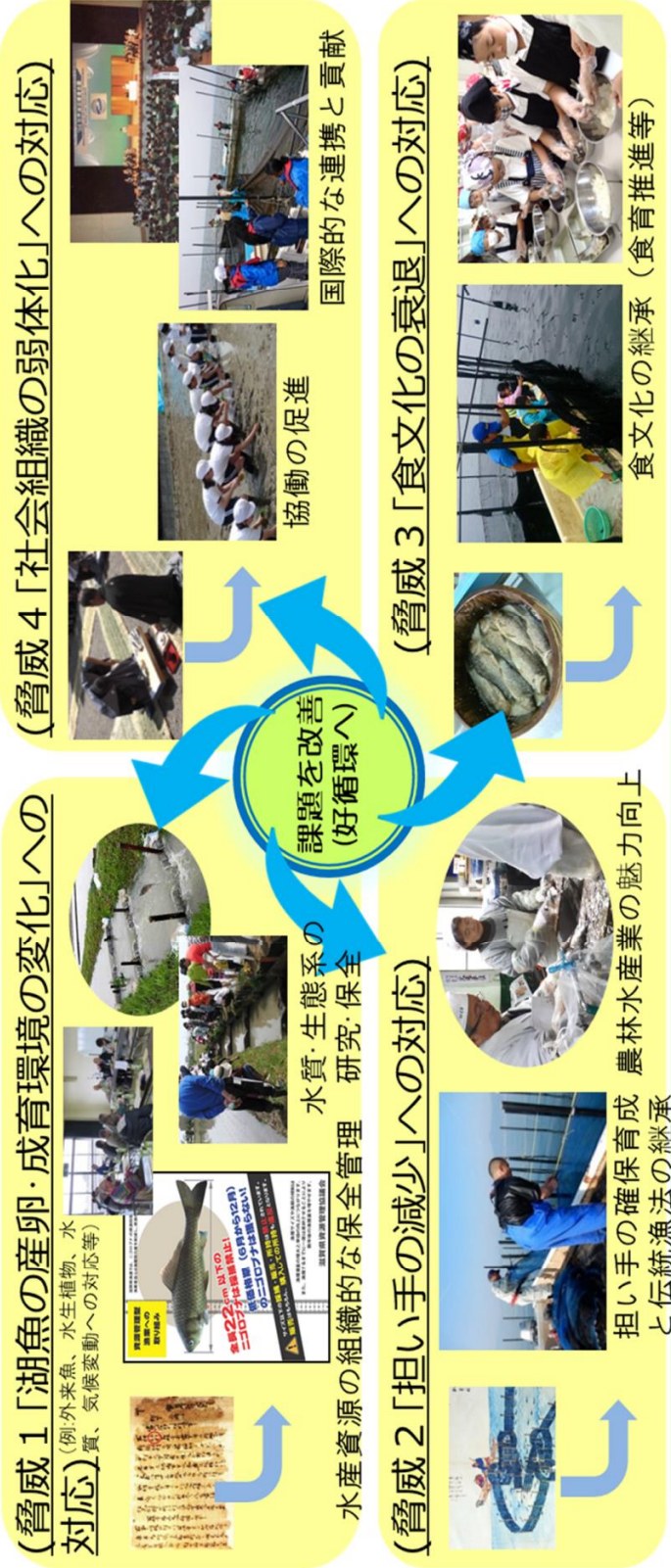
当地域は、さらに、地球上の水の 0.5% 以下と言われる利用可能な淡水資源の保全に向け、学術研究を進めるとともに、国際会議の開催や、海外からの研修受け入れ等を行っている。これらの努力は、まさに、経済、社会、環境の調和を目指す取組で、琵琶湖システムの持続可能性を高めるものであり、湖と陸のつながりにより生態系を育むこのシステムの価値の伝承と共有にもつながっている。

本システムにおける脅威、課題とその対応策の一覧

脅威	課題	対応策	認定基準
1. 湖魚の産卵・成育環境の変化	(1) 水産資源の保全管理	① 資源管理型漁業の推進 ・ 漁業者が行政と取り組む共同管理 ・ 在来魚介類に対する産卵配慮等 ・ 琵琶湖環境(気候変動の影響を含む)の調査研究	基準 1 基準 2 基準 3
		② 食害の防除 ・ 外来魚駆除 ・ カワウ捕獲	
	(2) 水質・生態系の保全	① 湖魚の産卵環境等の保全 ・ 多様な主体が連携する「魚のゆりかご水田プロジェクト」の取組拡大 ・ ヨシ帯の保全と活用 ・ 水草の刈り取り・除去	基準 2
		② 水質・生態系の保全に向けた「環境こだわり農業」 ・ 環境こだわり農業の更なる深化 ・ オーガニック農業の本格的な拡大	
2. 担い手の減少	(1) 担い手の確保・育成と伝統的漁法の継承	③ 水源林の保全 ・ 健全な森林づくり ・ 協働による森林づくり ・ ニホンジカによる森林被害防止 ・ ニホンジカの個体群管理	基準 1 基準 3
		① 漁業就業者の確保・育成 ・ 伝統的漁法の継承と新たな漁業就業者の確保・育成 ・ 伝統的漁法を活用した体験機会の創出	
		② 農業における担い手の確保 ・ 新規就農者の確保・育成 ・ 「魚のゆりかご水田米」のブランド化 ・ 環境こだわり農業の強みを生かした流通・販売の強化 ・ 地域ぐるみで取り組む農地・水路・農道・農村環境の保全 ・ 農業水利施設のアセットマネジメント	
	(2) 農林水産業の魅力向上	③ 林業における担い手の確保 ・ 林業従事者の確保・育成 ・ 「びわ湖材」の利用推進	基準 1
3. 食文化の衰退	(1) 食文化の継承	① 6次産業化の推進 ・ 6次産業化と女性の活躍推進 ・ 異業種との連携と地産地消	
		① 湖魚を用いた食文化の継承と発展 ・ 湖魚を食べる機会の創出 ・ 食文化の継承と発展に向けた提案や発信	基準 4
4. 社会組織の弱体化	(1) 協働の促進	① 人々の連携の推進 ・ 集落を中心とした多様な主体と連携した取組の推進 ・ 多様な主体の活動に対する支援	基準 4 基準 5
		② 自然と人との関わりの強化 ・ 子どもたちや地域住民の理解促進 ・ 多様な主体による保全再生活動の推進	
		③ 人々の理解促進に向けたツーリズムとの連携 ・ 農山漁村における農泊を中心とするグリーンツーリズムの推進 ・ 地域資源の持続可能な活用・保全を促進するための観光産業との連携 ・ 湖と陸のつながりを重視する取組の促進	
	(2) 国際的な協力と連携	① 世界との更なる連携 ・ 教訓の更なる発信 ・ G I A H S 認定地域との連携	基準 5

保全計画(持続可能性を高める4本の柱)

- 〈特徴〉 ①循環型システムを育んできた伝統的知識の活用・継承
 ②高い環境意識と農業者、消費者など多様な主体の参画



- 〈将来展望〉 ①多様な主体の一層の参画
 ②水質・生態系保全等を通じた内水面漁業と農業の両立
 ③湖と陸のつながりを重視する価値の発信とさらなる国際貢献

< 目 次 >

第 1	はじめに	7
-----	------	---

第 2	課題への対応策	8
-----	---------	---

脅威・課題の概要と将来への展望	8
-----------------	---

A 脅威及び課題の分析	10
-------------	----

脅威 1 湖魚の産卵・成育環境の変化	10
--------------------	----

- (1) 概況
- (2) 背景にあるもの（課題の抽出）
 - ①外来魚およびカワウ
 - ②ヨシ帯の減少、水草の異常繁茂、気候変動
 - ③環境に配慮した農業の伸び悩み
 - ④荒廃が懸念される水源林
 - ⑤水産資源の更なる保全
- (3) 導き出される課題
 - ①水産資源の保全管理
 - ②水質・生態系の保全

脅威 2 担い手の減少	19
-------------	----

- (1) 概況
- (2) 背景にあるもの（課題の抽出）
 - ①漁業者
 - ②農業者
 - ③林業者
- (3) 導き出される課題
 - ①認定の確保・育成と伝統的漁法の継承
 - ②農林水産業の魅力向上

脅威 3 食文化の衰退	24
-------------	----

- (1) 概況
- (2) 背景にあるもの（課題の抽出）
 - ①湖魚を中心とする伝統的な食文化
- (3) 導き出される課題
 - ①食文化の継承（食育推進等）

脅威4	社会組織の弱体化	26
(1)	概況	
(2)	背景にあるもの(課題の抽出)	
	①湖魚を用いた祭礼等によって結束力を高めてきた社会組織	
	②システムの持続可能性の向上に向けた多様な主体の参画	
	③ランドスケープ・シースケープが伝える現代へのメッセージ	
	④淡水資源の持続可能性の向上に向けた世界との連携	
(3)	導き出される課題	
	①協働の促進	
	②国際的な協力と連携	
B	脅威及び課題への対応策	33
脅威1	(湖魚の産卵・成育環境の変化)関係	33
(1)	課題1(水産資源の保全管理)への対応策	34
	①資源管理型漁業の推進	
	②食害の防除	
(2)	課題2(水質・生態系の保全)への対応策	36
	①湖魚の産卵環境等の保全	
	②水質・生態系の保全に向けた「環境こだわり農業」	
	③水源林の保全	
脅威2	(担い手の減少)関係	41
(1)	課題1(担い手の確保・育成と伝統的漁法の継承)への対応策	41
	①漁業就業者の確保・育成	
	②農業における担い手の確保	
	③林業における担い手の確保	
(2)	課題2(農林水産業の魅力向上)への対応策	45
	①6次産業化の推進	
脅威3	(食文化の衰退)関係	46
(1)	課題(食文化の継承)への対応策	46
	①湖魚を用いた食文化の継承と発展	
脅威4	(社会組織の弱体化)関係	48
(1)	課題1(協働の促進)への対応策	48
	①人々の連携の推進	

②自然と人との関わりの強化	
③人々の理解促進に向けたツーリズムとの連携	
(2) 課題2(国際的な協力と連携)への対応策	51
①世界との更なる連携	
第3 予算とモニタリング方法	52
1 保全計画の実施体制	
2 モニタリングと評価	
3 会員の役割	
(1) 滋賀県の役割	
(2) 市町の役割	
(3) 各団体の役割	
(4) 大学・研究機関等	
(5) 企業・住民・消費者など協議会員の役割	
第4 考察	54
1 「育てる」取組	
2 「守る」取組	
3 「伝える」取組	
4 「広める」取組	
5 「活かす」取組	
第5 脅威、課題、対応策（基準別一覧）	56
第6 出典・引用文献、参考文献（参考資料）	57
添付資料（保全計画取組一覧）	58

第1 はじめに

冒頭の「農林水産業システムの概要」で述べたとおり、このシステムは1,000年以上にわたる歴史の中で育まれた自然と人の持続的な共生モデルといえるものであり、現在は1,450万人の命とも直結している。この伝統的なシステムを継承することは、当地域に住む私たちに課せられた「責務」である。

しかしながら、当システムを弱体化させる様々な脅威に直面している。私たちは、これまで琵琶湖の恵みによって支えられてきた当地域すべての自治体と、農林漁業者団体、関係団体、大学・研究機関、企業、住民、消費者等の参加により、当システムの維持・保全と、活力ある地域づくりに向けた活動をより力強く進める組織として、およそ2年に渡る準備期間を経て、平成30年(2018年)3月に「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」(以下、協議会という。)を設立した。

私たちは、保全計画に記す取組を進めることによって、世界農業遺産(GIAHS)に認定された当システムを将来的に下記のような姿で次世代に継承していく。

- ・活力ある農林水産業を「育てる」ことができる。
- ・豊かな生物多様性とその恵みを「守る」ことができる。
- ・環境と調和した伝統的な知識・技術を次世代に「伝える」ことができる。
- ・独自の食文化や伝統文化を地域内外の人に「広める」ことができる。
- ・同様の課題を抱える世界の国々のモデルとしてその教訓を「活かす」ことができる。

次頁以降、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間における具体的な取組の方向性と内容を記述する。

なお、保全計画対象地域と申請地域の関係は次のとおりである。

〈申請地域〉

申請地域は、当システムを受け継ぐ地域に限定している。都市部のほか、当システムを受け継いでいない農地、水源林も除外している。

〈保全計画の対象地域〉

保全計画の対象地域には、申請地域に加え、当システムを支えるエリアとして申請地域を取り巻く水源エリアを含めている。具体的には、琵琶湖集水域の中で、森林の更なる保全を推進していく一般水源林や、環境こだわり農業の導入を新たに推進する農地といった申請地域から除外した地域が、これに含まれる。このエリアは、申請地域の生物多様性に多大な影響を及ぼす点から、水質・生態系の保全の取組の充実が不可欠だからである。

第2 課題への対応策

脅威・課題の概要と将来への展望

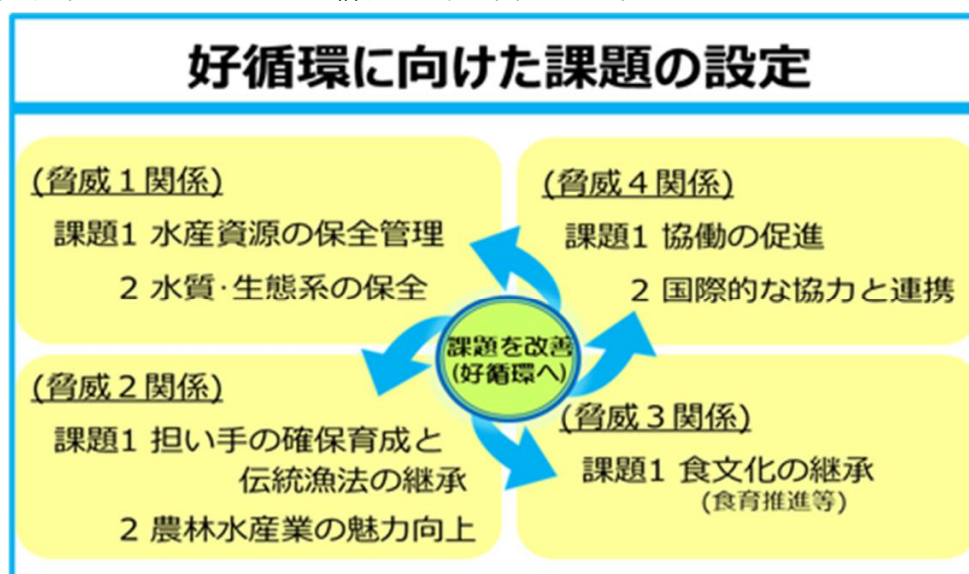
第二次大戦後の日本の経済発展に伴い、琵琶湖地域でも社会の近代化、グローバル化が進む一方、当システムは様々な脅威にさらされてきている。それらは、相乗的に負の循環を生じさせ、当システムを縮小させる脅威として、次の4つの項目にまとめることができる。



当システムに対する脅威の中心は、湖魚の産卵・成育環境の変化である。ここには、地域の漁業に直接的に負の影響を及ぼす外来魚やカワウの増加、水草の異常繁茂、気候変動が含まれる。外来魚やカワウは、大量の水産資源を捕食する。湖面を覆う水草は、漁船の航行障害や水中の酸素濃度の低下を引き起こす。気候変動による水温の上昇や植物プランクトンの組成変化も、生態系に負の影響を及ぼすことが懸念されている。

また、これらが、漁業者や農業者をはじめとする当システムの担い手の減少につながり、食文化の衰退や社会組織の弱体化につながっている。こうした負の循環を止めることが、当地域にとって大きな課題となっている。

これらの脅威の詳細については、次頁以降に述べるとおりであるが、その背景から、以下のとおりそれぞれ課題が導き出される。



こうした課題に対応するため、当システムの持続性を育んできた伝統的知識を基に、一定の対策を行ってきた。1970年代の赤潮発生に際し、当地域では県民が立ち上がり、琵琶湖の富栄養化を防止してきた。農業者も協力し、水質や生態系の保全に貢献してきた。こうした消費者をはじめとする多様な主体による保全の取組は、当地域の伝統的なコミュニティ主体の資源保全を受け継ぐもので、外来魚やカワウへの対策については、近年、一定の成果が見えてきている。私たちは、保全計画のもとで、消費者の更なる参画も得て、より広範な取組を行い、社会の持続可能性を高めながら、生態系を育むこのシステムをさらに発信していく。

ここで特筆すべき点は、これらの取組によって継承する内水面漁業と農業の両立や持続可能性の向上が世界的な課題になっている点である。多くの国々で、農業開発等が水質や生態系に負の影響を及ぼすなど、内水面漁業と農業の両立が喫緊の課題となっている。このような中で、淡水資源の保全に関する世界的な研究拠点である当システムの動的保全が、グッドプラクティスとして世界に貢献することを願っている。

また、この保全の取組は、生産者に加え、消費者、子ども、生きもの、琵琶湖、世界といった、「六方よし」につながるものである。私たちは、消費者やその他の多様な主体の参画を得て、世界の人々と協力しながら、湖と陸のつながりを重視する環境保全型の営みにより、このシステムを将来に継承していく。

保全計画(アクションプラン)によって実現するもの

消費者等、多様な主体の参画による
水質と生態系の保全をベースとした
内水面漁業と農業の良好な関係の発展

近江の三方よしを超える「六方よし」



A 脅威及び課題の分析

脅威とその課題について分析した結果を、以下、順に述べる。

脅威1 湖魚の産卵・成育環境の変化

(1) 概況

1つ目の脅威は、当システム成立の基盤である湖魚の産卵・成育環境の変化である。琵琶湖漁業の令和4年(2022年)の漁獲量は701t(外来魚を除く)であり、このうち魚類(エビ、貝類除く)は607tとなっている¹⁾。魚類の漁獲量は、戦後、2,000t程度であったが、昭和58年(1983年)に3,446tに達した。しかし、平成2年(1990年)以降に減少し、近年は500tから700tで推移している(図1)。

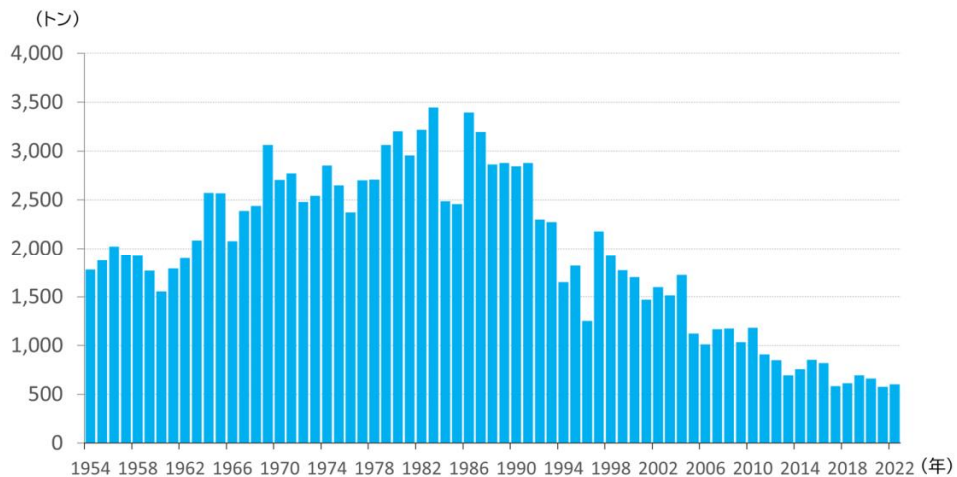


図1 琵琶湖漁業の漁獲量(魚類)の推移¹⁾

(2) 背景にあるもの(課題の抽出)

漁獲量の減少傾向が長引く背景には、高度経済成長期(1970年代)以降の漁業者の減少や食生活の変化に加え(後述)、湖魚の産卵・成育環境の変化があると考えられている。どのような環境変化が湖魚に影響を及ぼしているかについては、調査の結果、魚種ごとに異なるとみられ、主な要因としては、平成2年(1990年)頃から顕著になった外来魚による食害や、良好な産卵・繁殖場の減少等が挙げられる。

こうしたことから、まずは、水質や生態系の保全を含む水産資源保全の取組に関し、以下、順に述べる。

- ①外来魚およびカワウ
- ②ヨシ帯の減少、水草の異常繁茂、気候変動
- ③環境に配慮した農業の伸び悩み
- ④荒廃が懸念される水源林
- ⑤水産資源の更なる保全

①外来魚およびカワウ

琵琶湖では、47種の在来魚種や16種の固有種など、多様で固有性が高い淡水魚の生息を基盤に、その豊かな恵みを生かし、伝統的で多様な形態の漁業が長年にわたって安定的に展開されてきた。

しかし、水産有害生物の大繁殖が琵琶湖の生態系に大きなゆがみを生じさせている。北米原産の外来魚オオクチバスやブルーギルは、琵琶湖に棲む多くの在来魚を捕食している。ニゴロブナなどの漁獲対象魚をはじめとする在来魚に対する食害を低減するため、漁業者による駆除や、釣り人によるリリース禁止の遵守など、一般県民も参加する駆除活動に取り組んできた結果、一時2,000tを超えた琵琶湖のオオクチバスやブルーギルは370t(令和5年度[2023年度])まで減少した(図2)。

また、漁業や生態系への影響が懸念されている北米原産のチャネルキャットフィッシュについては瀬田川洗堰の下流での捕獲尾数が増加していることから生息数も増加していると考えられるため(図3)、オオクチバスやブルーギルと併せて駆除を進める必要がある。

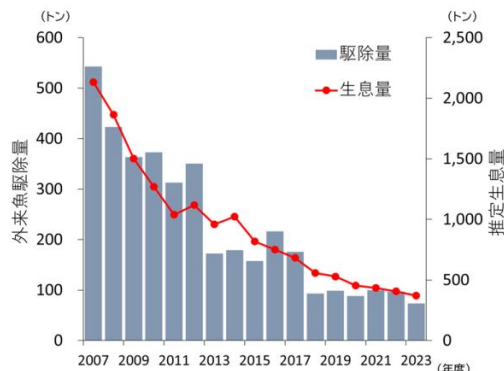


図2 オオクチバス、ブルーギルの年間駆除量と生息量²⁾

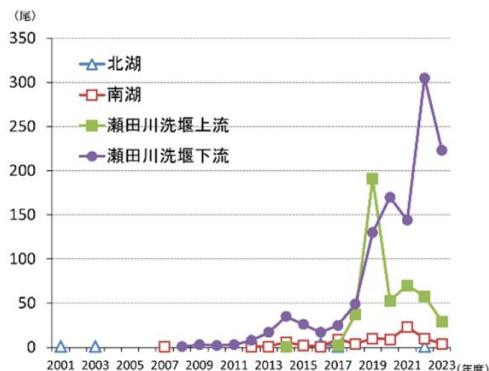


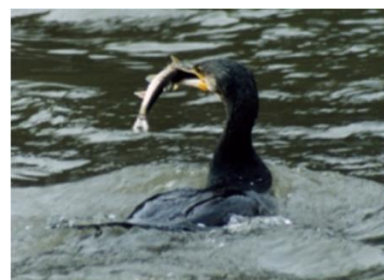
図3 チャネルキャットフィッシュの水域別捕獲尾数の推移³⁾

また、カワウによる食害も水産資源を減少させる要因となっており、営巣地での捕獲作業により、平成20年(2008年)のピーク時の約37,000羽から約6,600羽(平成30年[2018年])まで減少させ食害の抑制を図ってきた。

しかし、令和3年(2021年)以降は減少から増加傾向に転じており、令和6年(2024年)には約18,000羽となるなど、今後も予断を許さない状況であり、取組の継続が必要である。



水面付近の魚を捕食するカワウの群れ



カワウ（水産庁資料）

②ヨシ帯の減少、水草の異常繁茂、気候変動

高度経済成長期(昭和30年[1955年]～昭和48年[1973年])以降、琵琶湖総合開発(昭和47年[1972年]～平成8年[1996年])をはじめとした湖岸の開発は、当地域の増加した人口を養う産業・生活を支え、さらに近畿1,450万人の水資源としての琵琶湖の役割も支えながら、現在でも人々に多くの恩恵をもたらしている。

しかしながらこうした恩恵と引き替えに、太古から湖魚の産卵・繁殖の場で、水鳥をはじめとする多くの生物の生息・成育の場であると同時に、人々が手を入れ、漁具や屋根葺き材、簾などの生活資材、農地に漉き込む肥料など、人々の生活に直結する原材料を入手してきた湖辺のヨシ帯は減少した。

琵琶湖のヨシ帯の面積について、昭和28年(1953年)と高度経済成長期後の平成4年(1992年)を比較すると大きな減少が分かる(図4)。また、琵琶湖のヨシ帯は良好な状態で維持されている地域もあるが、まばらな状態で分布するなど必ずしも良好といえない状態のものもある。このため、1950年代頃の形状を目指してヨシ帯の再生に努め、令和4年(2022年)にヨシ帯の面積は同程度まで回復した。しかし、ヨシ帯の中ではヤナギの過度な成長という新たな問題も生じている。

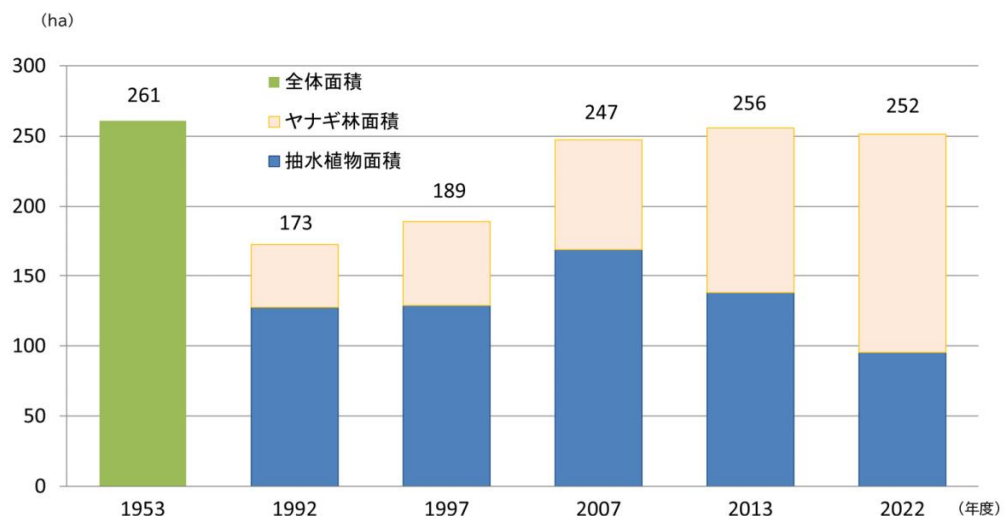


図4 琵琶湖のヨシ帯面積の推移⁴⁾

一方で、近年、水草の大量繁茂による環境の悪化などによる漁業の生産力低下も新たに問題になっている。湖魚の生息や漁船の航行に悪影響を及ぼすものであり、刈り取り、除去に取り組んできている。その背景には地球温暖化による平均気温の上昇(図5)に伴う植物相等の変化も指摘されており、気候変動に関する科学的な研究も必要となっている。

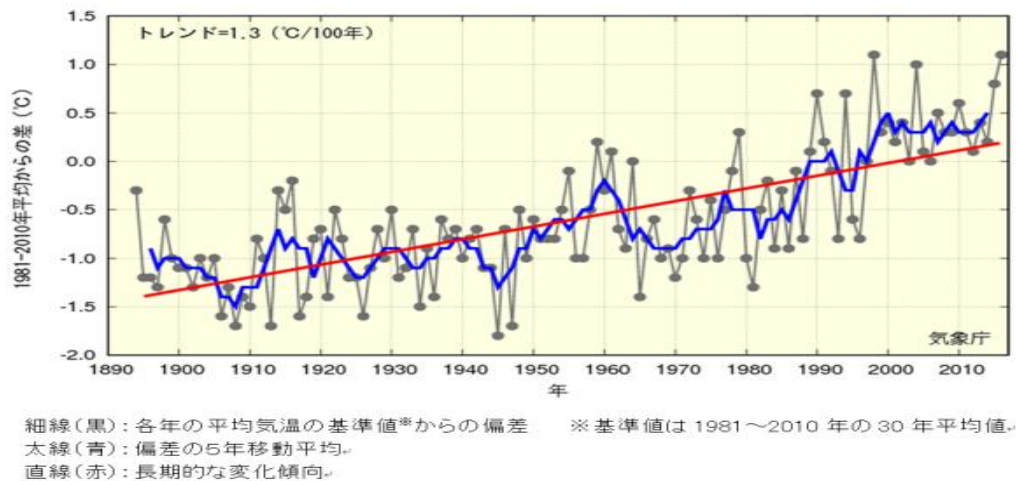


図5 彦根の年平均気温偏差（彦根地方気象台提供）

③環境に配慮した農業の伸び悩み

伝統的漁業技術と水田との関係は切っても切り離せないものである。もともと、湖辺において水田と琵琶湖は水路を介して物理的に直結し、生態構造としてつながっていた。湖辺での水田開発は、未開の自然を攪乱することになったが、モンスーン気候の中で、夏の雨期に陸域から水域となる氾濫原が実質的に拡大する効果をもたらし、湖の魚に安全性の高い産卵の場を提供することになった。

琵琶湖を取り囲む水田は今でも湖魚に繁殖の場を提供している。しかし、高度経済成長期には生活系や事業系からの排水とともに農業排水が琵琶湖に大きな負荷を与えた時期もあった。また、生産性が著しく低く、頻繁な水害に見舞われてきた湖辺の湿田は乾田化が進められ、湖魚が産卵のために水田に遡上しにくい状況が生じた。

こうしたことから、琵琶湖の水質や長い歴史の中で育まれた琵琶湖の生態系を保全することが、伝統的な琵琶湖漁業の継承のために極めて重要になっている。具体的には、農薬・化学肥料の低減や農業濁水の流出防止、湖魚の水田への遡上支援などを琵琶湖の集水域全体で推し進めている。「琵琶湖の富栄養化防止条例」（昭和54年[1979年]滋賀県制定）の流れを汲む「環境こだわり農業推進条例」（平成15年[2003年]滋賀県制定）によるもので、消費者や企業等も参画し、水田で繁殖するニゴロブナなどの漁獲量回復や、これに伴う伝統的漁業技術の継承につなげている。しかし、近年、総じて取組の伸び悩みが見受けられる。

〈琵琶湖システムにおける伝統的漁業と水田等の関係性のイメージ〉



《琵琶湖》
伝統的漁業による生業の場

《琵琶湖を取り巻く水田》
下流(琵琶湖)に配慮した営農により、漁業資源の再生産の場にもなっている

《水田を取り巻く水源林》
琵琶湖の水を涵養し、河川流量の安定確保(河川で繁殖する湖魚の産卵環境保全)に寄与

このうち湖辺部では、耕作にたいへんな苦勞を伴った湿田が乾田化され、営農活動面では農家の負担軽減につながった。その反面、産卵に向けた湖魚の水田への遡上が困難になったため、湖魚の遡上を支援する魚道(堰)を設置する「魚のゆりかご水田プロジェクト」を進めている。しかし、取組開始から15年以上が経過した現在、取組面積の増加は続いているが、近年は伸び悩みの状態にある(図6)。活動に対する新鮮味が薄れたことや、活動を牽引するリーダーの引退、あるいは生産される「魚のゆりかご水田米」の高付加価値化が思うように図れていないことなどがその理由として考えられ、付加価値の向上が必要となっている。



湖魚が遡上するための
堰上式魚道

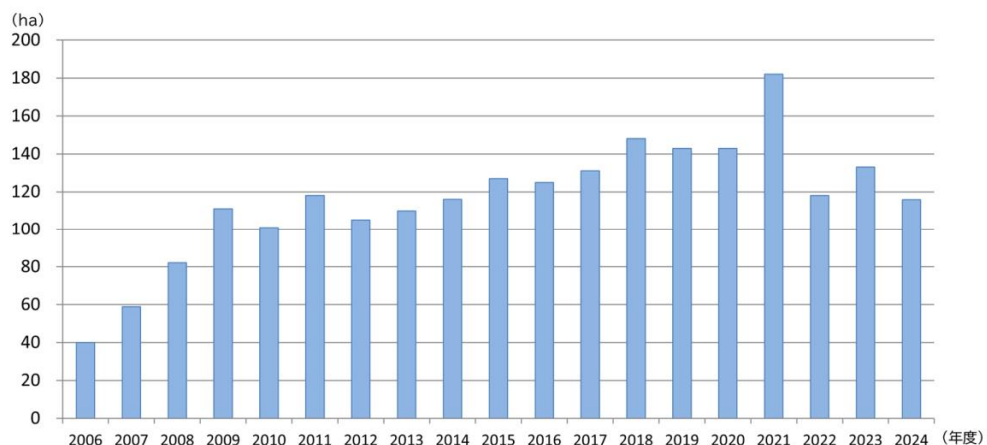


図6 魚のゆりかご水田プロジェクトの取組面積の推移⁵⁾

滋賀県では、化学合成農薬や化学肥料の半減に取り組む「環境こだわり農産物」の生産が進められており、中でも全量が環境こだわり農産物として栽培される県育成水稻品種「みずかがみ」の作付けが推進されてきた。環境こだわり農産物の栽培面積は取組開始から順調に広がり、水稻における取組面積の割合は令和5年度(2023年度)には45.9%となり(図7)、一定の定着が認められる。この結果、滋賀県内における化学合成農薬の使用量は平成12年(2000年)と比較して約4割削減された⁶⁾。また「環境こだわり農産物」の県内消費者の認知度は36.5%(令和6年[2024年])となっている⁷⁾。

そのような中、中生熟期で食味や玄米外觀品質に優れ、気候変動下において安定した生産が可能な「きらみずき」が令和5年(2023年)にデビューした。「きらみずき」はオーガニックをはじめ、化学肥料(窒素成分)や殺虫・殺菌剤(化学合成農薬)を使用しない栽培方法に限定されている。このため、水環境や生物多様性の保全に大きく寄与するものであり、より環境負荷を軽減した環境こだわり農業として取り組まれている。



水稻新品种「きらみずき」

今後、環境こだわり農産物の生産性の向上を図り、更なる深化を図るためには、オーガニック農業の拡大等によって「環境こだわり農業」全体の更なる認知度の向上やブランド力を高めることが求められている。

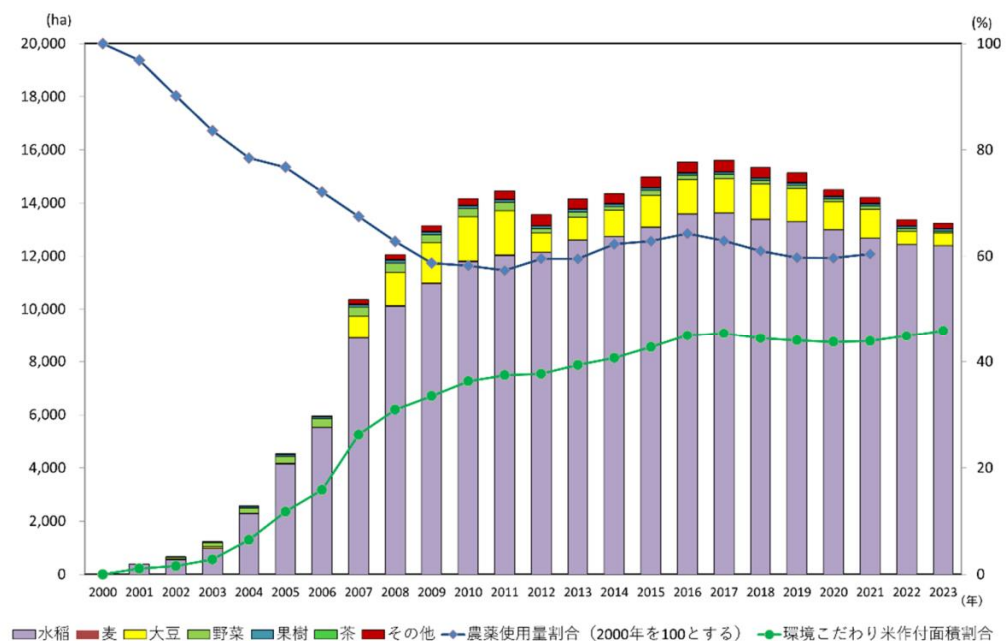


図7 環境こだわり農産物栽培面積と化学合成農薬の使用量の推移⁶⁾

さらに、集落全体で農業濁水流出防止や水質調査に取り組む「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」も、令和5年度(2023年度)には滋賀県の耕地面積の約7割で実施されているが、近年の取組面積は横ばい傾向にある⁵⁾。

こうした一連の「環境こだわり農業」は当地域独自の環境保全型農業であり、琵琶湖の水質と生物多様性を保全し、湖魚の産卵・成育環境の保全に寄与するものであり、継続して取り組んでいく必要がある。

④ 荒廃が懸念される水源林

琵琶湖を取り巻く森林は、琵琶湖の水源としてその水を育んでいる。また、森林は、河川の水量を安定させることにより洪水や渇水を防止するほか、琵琶湖から遡上してくるアユやビワマス等の繁殖場所である河川の環境を保全するなど多面的機能を有し、当システムの農業生物多様性の維持に寄与している。しかし、社会経済情勢やライフスタイルの変化に伴い、木材などの森林資源が利用されなくなり、間伐等の手入れが行き届かなくなっているなど、森林の荒廃が懸念されている。



適正に整備された人工林

琵琶湖の水源林には人工林が4割程度あり、こうした森林は間伐することによって林内に光が入り、木々が健全に育ち、下草が繁茂し、土壌が保全される。森林の多面的機能を持続的に発揮するためには、間伐等の森林整備は欠かせない作業であるが、琵琶湖集水域全体の人工林における間伐実施面積は、平成21年(2009年)頃までは増加傾向であったものの、近年は実施面積が1,200ha前後で推移している(図8)。

今後、間伐等の森林整備が適切に実施されず、荒廃した人工林が増加すると、保水力の低下による渇水や細土の流出が生じやすくなるなど、河川における湖魚の産卵環境や琵琶湖の漁場にも悪影響が及ぶ。こうしたことから、今後改めて、間伐等森林整備の実施による適正な森林管理に取り組んでいく必要がある。

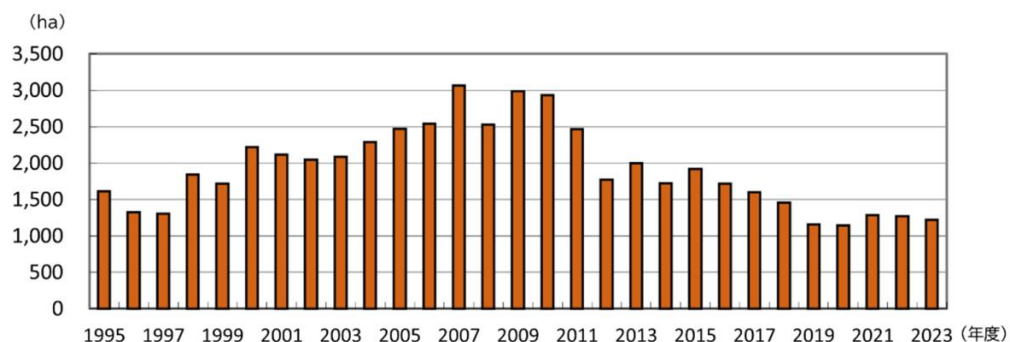


図8 間伐実施面積の推移⁸⁾

また、荒廃した人工林の増加とともに問題となるのがニホンジカによる被害である。近年、琵琶湖を取り巻く水源林において、ニホンジカの個体数が増加している⁹⁾。ニホンジカによる人工林への被害は、植栽後間もない稚樹の食害や成木の剥皮被害などがある。特にニホンジカによる剥皮被害面積は、平成11年度(1999



ニホンジカによる剥皮被害

年度)までは50ha以下で推移していたが平成12年度(2000年度)以降急増し、平成24年度(2012年度)には250haを超えた(図9)。この急激な被害の増加に対して、幹へのテープ巻きや防護柵の設置などの対策が実施された結果、近年は減少傾向に転じ、令和4年度(2022年度)は100haを下回った(図9)。しかし、1990年代以前のレベルまで被害が収束した状況ではなく、今後も引き続き、被害防止対策を継続していく必要がある。

また、これまでの調査結果から、ニホンジカの影響が奥山や高標高域にまで拡大していることが確認されている。ニホンジカによる食害被害のために下層植生が衰退し土壌が流出するなど、森林の水源を涵養する機能の低下が懸念されており⁹⁾、これに対する防護柵の設置等の被害防止対策にも取り組む必要がある。

さらに、ニホンジカによる被害全般のリスク軽減対策として、捕獲等の個体群管理にも取り組む必要がある。

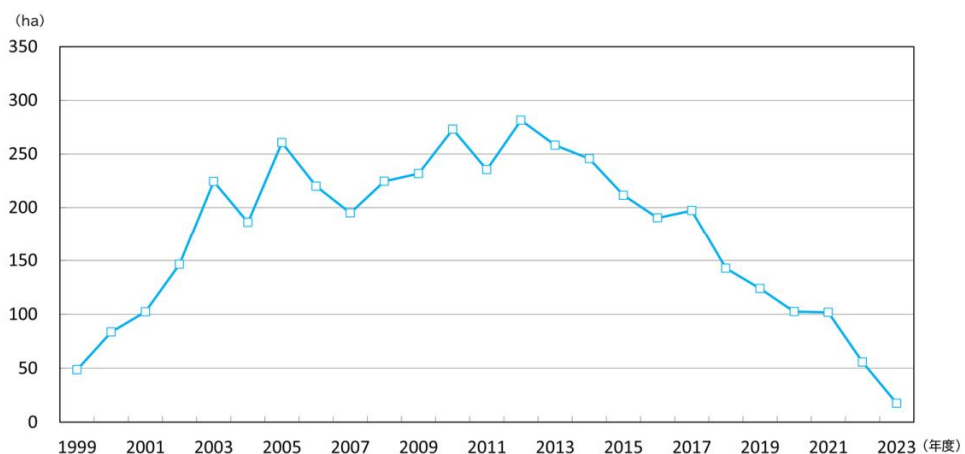


図9 ニホンジカによる剥皮被害面積の推移¹⁰⁾

⑤水産資源の更なる保全

上記の取組に加え、湖魚の産卵に配慮した漁業者自身による水産資源保全の取り決めの実践もあり、近代化が進む中であっても、一部魚種において資源量および漁獲量が回復してきている。

ここでは、漁法や漁具の技術だけではなく、禁漁区の設定やエリの設置制限、江戸時代には形作られていたエリの総有など、歴史的に育まれてきた社会的で組織的な仕組みが、漁業者と行政による共同管理に受け継がれ、持続可能性の向上につながっている。

今後、水産資源の保全をさらに進めるため、湖魚の生態や生息環境に関する科学的な知見の更なる収集や、資源保全や漁業調整に関する取組の実効性の一層の向上が重要となる。

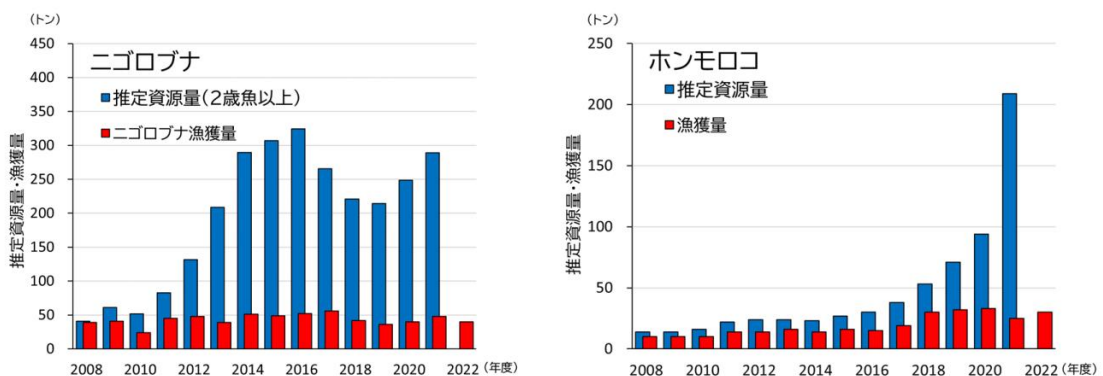


図 10 ニゴロブナおよびホンモロコの推定資源量と漁獲量の推移³⁾

(3) 導き出される課題

1つ目の脅威として挙げられる「湖魚の産卵・成育環境の変化」に関し、上記で述べてきた背景を踏まえ、導き出される課題は次のとおりである。これらは、漁業者だけでなく、農業者、林業者、その他、地域住民や企業、研究者、NPOなど、多様な主体の更なる参画が重要となるものである。

①水産資源の保全管理

…基準 1 (食料及び生計の保障)、基準 3 (地域の伝統的な知識システム)関係

②水質・生態系の保全

…基準 2 (農業生物多様性)関係

これらの課題は、それぞれ世界農業遺産の基準 3 (地域の伝統的な知識システム)および基準 2 (農業生物多様性)などに関わりの深いものであり、その対策については、後述の「B 脅威及び課題への対応策」において説明を行う。

脅威2 担い手の減少

(1) 概況

2つ目の脅威は、担い手の減少である。当地域で食材等の生産を担ってきた農林漁業者は当システムの保全・継承に不可欠な存在であるが、漁業、農業の分野を中心にその従事者数が減少してきている。これは、当システムを保全し、継承していく上で、重大な脅威である。

(2) 背景にあるもの（課題の抽出）

①漁業者

琵琶湖漁業は小規模な経営体が多く、対象魚種は単一魚種に頼らず、季節に応じて様々な魚種を漁獲している。琵琶湖漁業経営体(年間従事日数 30 日以上)は年々減少しており、平成 30 年(2018 年)の総数は 440 と、平成 25 年(2013 年)から 90 経営体(17.0%)が減少した。経営体の内訳は 9 割近くを個人経営体が占めている(図 11)。

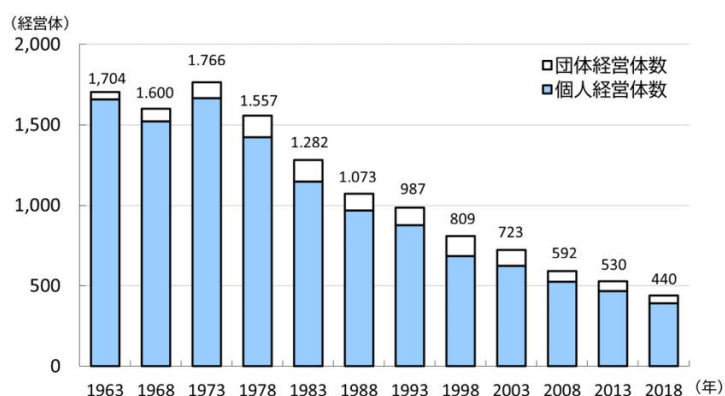


図 11 個人・団体別漁業経営体数の推移 ¹¹⁾

また、平成 30 年(2018 年)の漁業従事者数は 836 人で、平成 25 年(2013 年)と比較して 130 人(13.5%)の減少となっている(図 12)。この背景には 65 歳以上が全体の約 6 割を占めており、漁業者の減少に加え、高齢化の進行がみられる(図 12)。

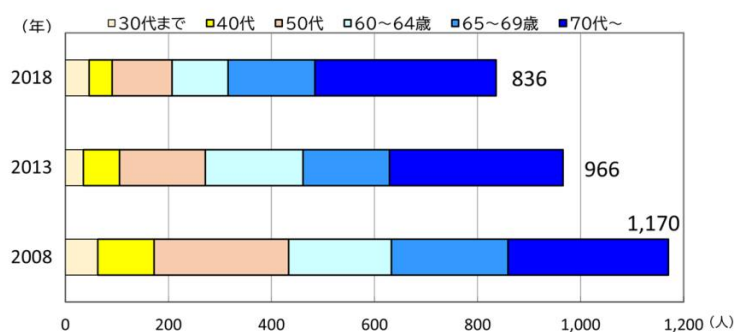


図 12 漁業従事者の年齢階層別構成の推移 ¹¹⁾

1,000 年以上の歴史を有し、当システムを象徴するエリ漁は、代々積み重ねられてきた湖魚の生態に関する知識を利用した待ち受け型の漁法である。エリ漁の他にもノボリヤナ漁や「おかずとり」で用いられる様々な漁具など、当地域の伝統的な知識システムの中で受け継がれた多くの漁法・漁具が存在する。



小型定置網「エリ」

個人経営体の約 3 分の 2 が農業などを兼業しており(半農半漁)、これまで漁業経営や伝統的漁法の継承に寄与してきている。しかし、こうした漁業就業者数の減少や高齢化は、漁法・漁具に関する技術や知識の伝承が困難になることを意味し、当システムの将来に向けた存続の危機につながる。

② 農業者

2020 年の農業経営体数(滋賀県域)は 14,680 であり、これまで農業を支えてきた世代のリタイアに伴って、5 年前(平成 27 年[2015 年])と比較して 5,508(27.3%)減少している(図 13)。

リタイアした農業者等の農地は、大規模農業経営体や集落営農組織等といった担い手に集積され(図 14, 15)、法人化や経営の多角化・複合化により経営の体質強化が図られている。しかし、農地の維持管理のほか、水路や農道等の地域資源の適切な保全管理もあわせて必要であり、少数の担い手だけでは、農地や農村を支えることはできず、農村地域の維持が大きな課題となっている。

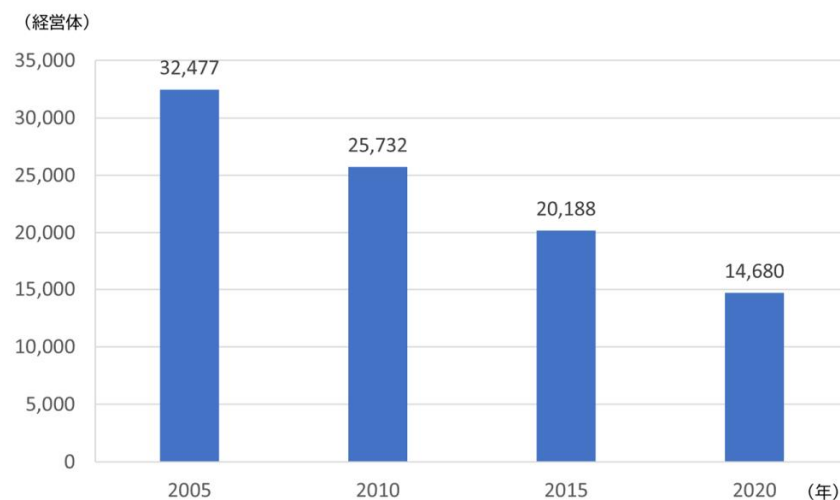


図 13 農業経営体数の推移¹²⁾

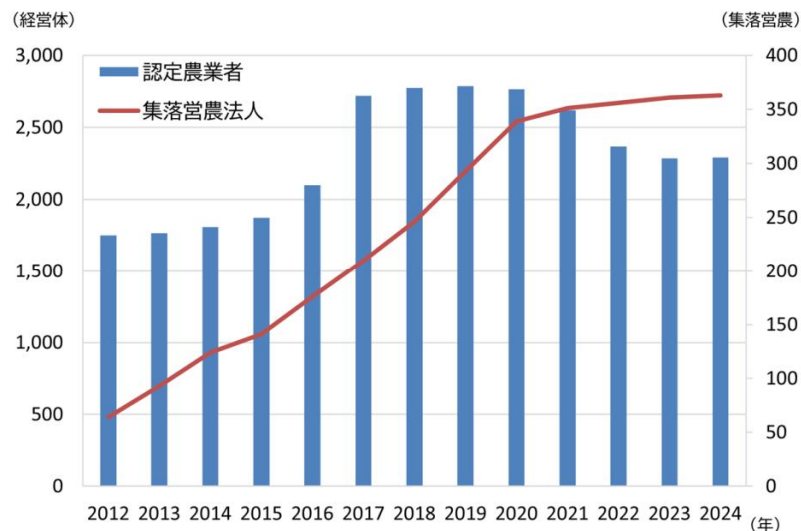


図 14 認定農業者と集落営農法人数の推移⁶⁾

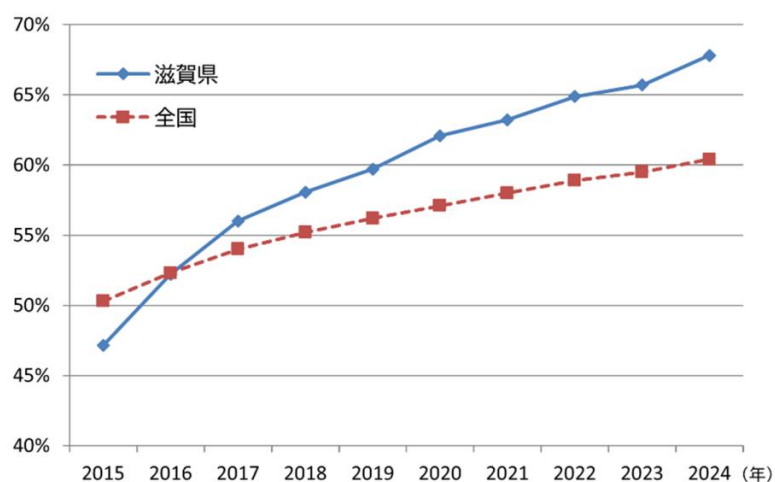


図 15 担い手への農地集積率の推移⁶⁾

さらに農業経営の持続可能性の点では、農業水利施設の老朽化というハード面の問題もある。

1980年代に始まった農業排水の流出量を削減する取組は、当地域の農業者に定着し、節水による排水量の削減や農業排水の循環利用等、様々な取組が行われている。揚水機場や自然浄化機能を有した水質保全池等を活用して排水を循環利用する施設の整備を進めるとともに、循環利用する水量に応じた直接支払制度を導入した結果、年間約5百万m³の排水が循環利用され、琵琶湖への汚濁負荷が低減されている¹³⁾。

しかし、これらの取組に利用される農業水利施設は、1972年からの琵琶湖総合開発事業を契機に集中的に整備されたもので、多くが40年以上経過し、老朽化が進行している¹³⁾。ここに、農業者の高齢化や減少が加わり、施設を適切に維持管理するための体制も脆弱化している¹³⁾。

③林業者

琵琶湖集水域の森林は、琵琶湖の水源を涵養する重要な役割を有し、その面積は琵琶湖の約3倍である。9割が民有林であり、小規模経営の林家が約8割を占めている。また、人工林の割合が約4割を占め、そのうち、主伐による利用可能な森林（46年生以上）は75.6%であり、本格的な利用期を迎えている。

こうした水源林を保全する林業従事者も、当システムを支える重要な存在である。機械作業の普及により60歳以下の作業員が占める割合が増加するなど若返りがみられるものの、長期的には減少傾向にある（図16）。

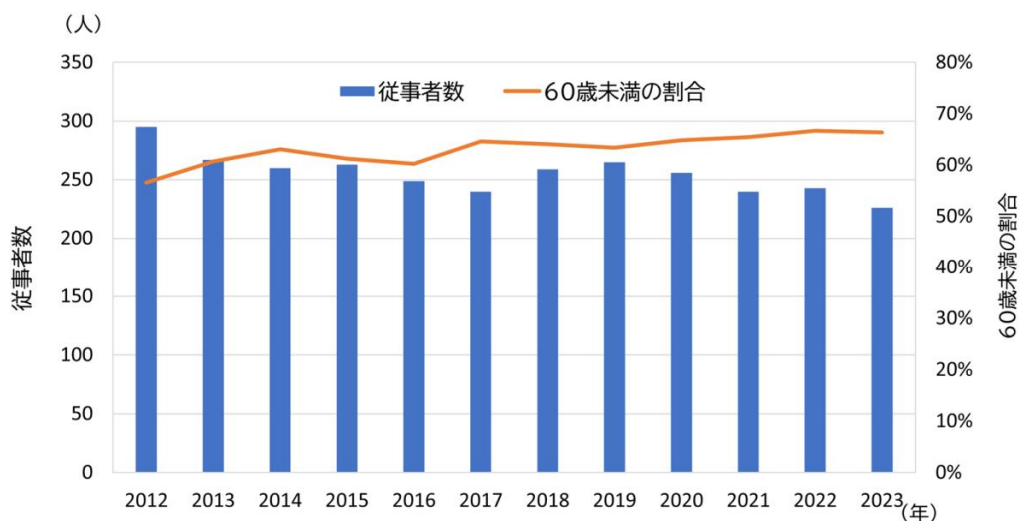


図16 林業従事者の推移⁸⁾

また、木材の流通面においては、当地域の森林で伐採した原木やその加工品を地球温暖化防止の観点から「びわ湖材」として認証し地域内での流通を促進する制度を導入している。しかしながら、公共建築物を中心に一定量のニーズが存在する一方、県内では高度な加工施設を持つ事業者が少ないこと、また住宅や公共建築物で利用される仕組みが未確立であることなどから、十分な供給ができていない現状である。



びわ湖材の認証マーク

(3) 導き出される課題

2つ目の脅威として挙げられる「担い手の減少」に関し、上記で述べてきた状況を踏まえ、導き出される課題は次のとおりである。

①担い手の確保・育成と伝統的漁法の継承

…基準1（食料及び生計の保障）、基準3（地域の伝統的な知識システム）関係

②農林水産業の魅力向上

…基準1（食料及び生計の保障）関係

将来に向けて、当システムを保全、継承していくためには、伝統漁法を継承し、農地や水利施設を維持し、水源林を保全する農林漁業従事者数の育成・確保が課題となる。とりわけ、技術習得や漁家子弟以外の参入に困難を伴う漁業への就業促進は、当システムにおいて重要な課題である。

また、農林水産物の高付加価値化、6次産業化の推進による、所得面を含めた農林水産業の魅力向上も担い手確保に向けて課題となる。

これらの課題は、世界農業遺産の基準1（食料及び生計の保障）や基準3（地域の伝統的な知識システム）と関わりの深いものであり、その対策については、後述の「B 脅威及び課題への対応策」において説明を行う。

脅威3 食文化の衰退

(1) 概況

3つ目の脅威は、食文化の衰退である。湖魚と農産物の多彩な組み合わせによって形作られてきた琵琶湖地域の食文化も、当地域の循環型システムの根幹であるが、食の多様化等により、当地域の食文化の衰退が懸念される状況にある。

(2) 背景にあるもの（課題の抽出）

①湖魚を中心とする伝統的な食文化

ふなずしをはじめとする なれずし、えび豆、あめのうおご飯など湖魚と農産物が互いに栄養を補い合う形で発達した伝統的な食文化は、当システムの大きな特徴の一つである。

しかし、ふなずしについてみると、令和6年(2024年)に滋賀県が行った調査では、ふなずしを知らない県民はほぼいないものの¹⁴⁾、ふなずしを1年間で1度も食べない人の割合が7割以上と、なれずしを食す文化の継承が危ぶまれる状態である(図17)。

この背景の一つに魚介類消費の減少が挙げられ、日本国内全体の魚介類の消費量は平成13年(2001年)をピークに減少傾向を示している(図18)。

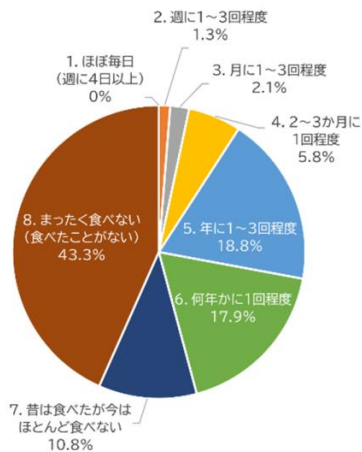


図17 ふなずしを食べる頻度¹⁴⁾

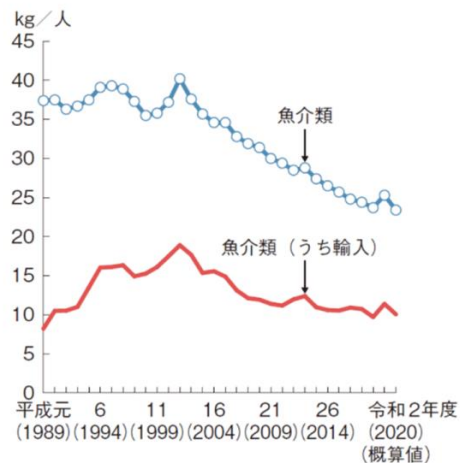


図18 食用魚介類の1人1年当たり消費量の変化¹⁵⁾

琵琶湖の水産物に対する地域の消費も同様の傾向にあるとみられ、令和6年(2024年)に滋賀県が行った調査によると、「月に1回以上、琵琶湖産魚介類を食べる」と回答した者の割合は25.4%であった(図19)。平成29年(2017年)に行った同調査より15ポイントの減少がみられ、県民の湖魚離れが進んでいる。

また、「琵琶湖の水産物のイメージ」の調査では“琵琶湖にしかない特産

物である”や“おいしい”との回答が多くみられる一方で、“あまり売っていない”や“値段が高い”といった回答も多くみられた（図20）。こうした回答の要因には、漁獲される時期や量が限られているため、店頭で見かける機会が少ないことや肉類や海産魚に比べて高価であることが挙げられる。

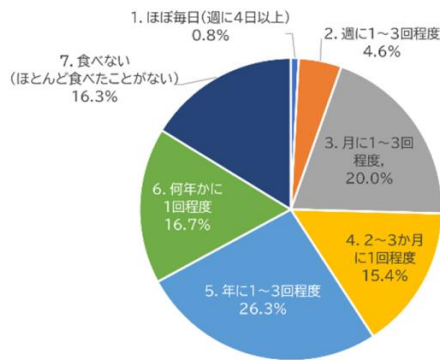


図19 琵琶湖の水産物を食べる頻度 ¹⁴⁾

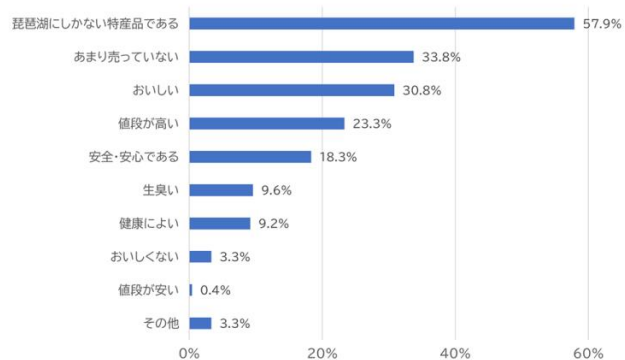


図20 琵琶湖の水産物のイメージ ¹⁴⁾

(3) 導き出される課題

3つ目の脅威として挙げられる「食文化の衰退」に関し、上記で述べてきた状況を踏まえ、導き出される課題は次のとおりである。

①食文化の継承（食育推進等）

…基準4（文化、価値観及び社会組織）関係

地域の中で漁獲・生産される食材と地元消費者とのつながりが薄れ、食文化が衰退していくことは、当地域の循環型システムの継承において脅威となるものであり、今後、地域で生産された食材と地域の消費者を直接つなげる取組、とりわけ子どもたちへの食文化の伝承が重要になる。このことは、フードマイレージの低減にもつながる。

こうした課題は、世界農業遺産の基準4（文化、価値観及び社会組織）と関わりの深いものであり、その対策については、後述の「B 脅威及び課題への対応策」において説明を行う。

脅威4 社会組織の弱体化

(1) 概況

4つ目の脅威は、社会組織の弱体化である。

当システムは、ふなずしを中心とする食文化や、これを用いた祭礼によって醸成された人々の絆によって現在まで受け継がれてきた。現代でも、水や生態系の保全につながる多様な主体の参画や、淡水資源の保全に関する世界的な研究拠点としての国際連携が、当システムの保全に大きな役割を果たしている。

しかし、先に述べた地域の食材と地元消費者とのつながりの希薄化等に伴い、それらの基盤となる集落機能の低下が危惧され、人々の理解にも偏りがみられる状況となってきた。

(2) 背景にあるもの（課題の抽出）

①湖魚を用いた祭礼等によって結束力を高めてきた社会組織

ふなずしを神饌として捧げる「すし切り祭り」、ふなずしをはじめとする湖魚料理が欠かせない「オコナイ」（五穀豊穡や子孫繁栄を祈る祭り）など、水や生き物を大切にする心を養い、地域の絆を育み、人々の結束力を高め、漁業や農業の生業の継承につなげている祭礼も、当システムの特徴の一つである。

こうした祭礼等によって醸成された人々の絆により、漁村ではエリを共同で管理する体制が育まれ、それが現代の漁協につながっている。農村では、集落営農組織数が全国6位¹⁶⁾、集落営農法人数が全国3位¹²⁾と、集落ぐるみで物事に取り組む機運が歴史的に醸成されている。

しかし、環境美化の活動や農業集落行事等は継続されているものの(図21)、平成25年(2013年)の調査では実施するうえで支障が生じている集落が半数近くあり(表1)、今後、人口減少や高齢化が進むことで、農村の更なる集落機能の低下が危惧される。

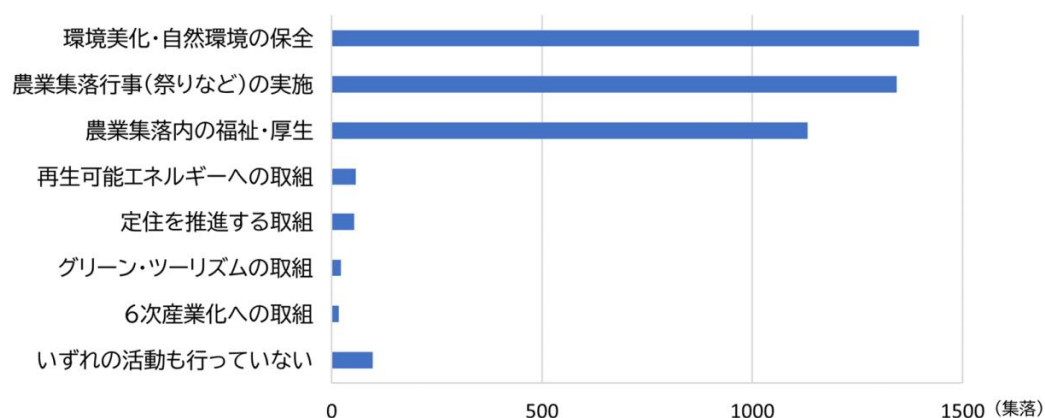


図21 集落で行っている地域活動¹²⁾

表1 集落の行事や共同作業を実施するうえで現在出ている支障¹⁷⁾

いまのところ特に支障はない	52.1%
行事を運営する者のなり手が少なく、継続が難しい行事がある	13.5%
高齢化や過疎化が進み、準備等を行える人が少なく、最小限の行事しか行う余裕がない	13.1%
事業を実施しても参加者が少なく盛り上がり欠ける	7.9%
その他	10.4%
無回答	3.0%

②システムの持続可能性の向上に向けた多様な主体の参画

当システムの持続可能性の向上にあたっては、多様な主体の参画が大きな力となっているが、これを支える地域住民の理解には濃淡がある。

地域住民の暮らしを映す鏡とも言われる琵琶湖を眼前に抱え、当地域では、漁業者のみならず、農業者、林業者をはじめ、消費者、NPO、研究機関、企業等、多様な主体が当システムの保全に参画している。水や生きものを大切にする価値観が、自然に寄り添ってきた歴史の中で醸成され、環境学習等により次世代を担う子どもたちにも受け継がれてきている。令和6年(2024年)に滋賀県が行った調査では、「油や食べかすを流さない」といった日常の行動から「ヨシ刈りや水草除去」といった琵琶湖に直接かかわる活動など、環境保全活動を行っている割合は84.0%であり(図22)、環境保全行動実施率は高い水準で推移している。

毎年7月1日の“びわ湖の日”の前後に行われる、湖岸や河川の一斉清掃では例年約8万人の住民や事業者・各種団体等が協力して、当システムの中心にある琵琶湖の保全に取り組んでいる。

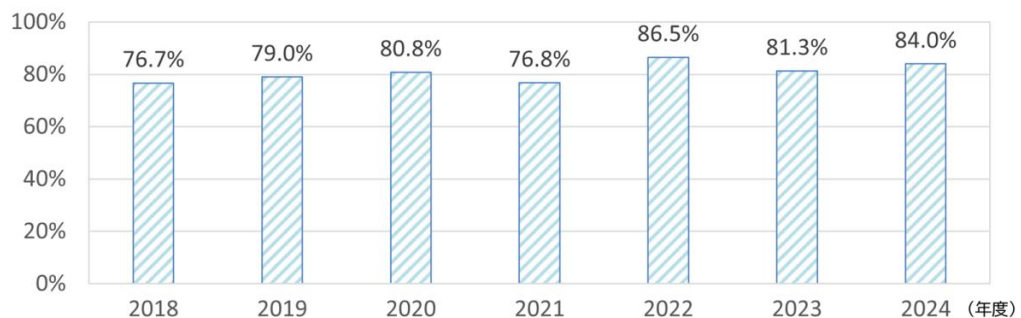


図22 滋賀県民の環境保全活動実施率¹⁸⁾

一方で、環境保全行動率を年代別にみると、高齢層に比べ若年層の環境保全行動実施率が低くなっていることから、若い世代や子育て世代に向けた環境保全意識の向上に努める必要がある(図23)。

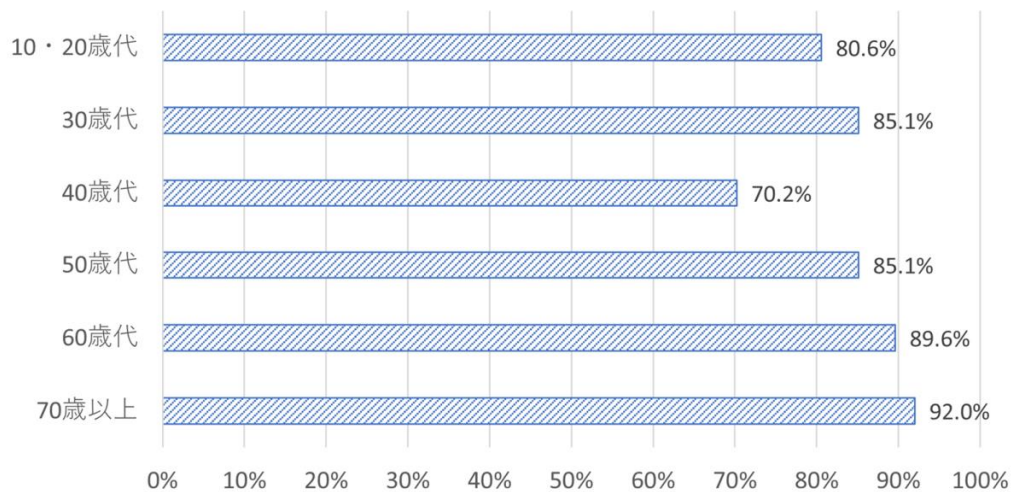


図 23 年代別の環境保全行動実施率¹⁸⁾

このほか、平成25年(2013年)に滋賀県が行った調査において、「生物多様性」という言葉の意味を知っている人の割合は20.9%であったが、令和5年(2023年)に行った調査においては55.8%へと増加した(図24)。生物多様性に対する認知度は高まっているが、引き続き、認知度の向上に努めていく必要がある。

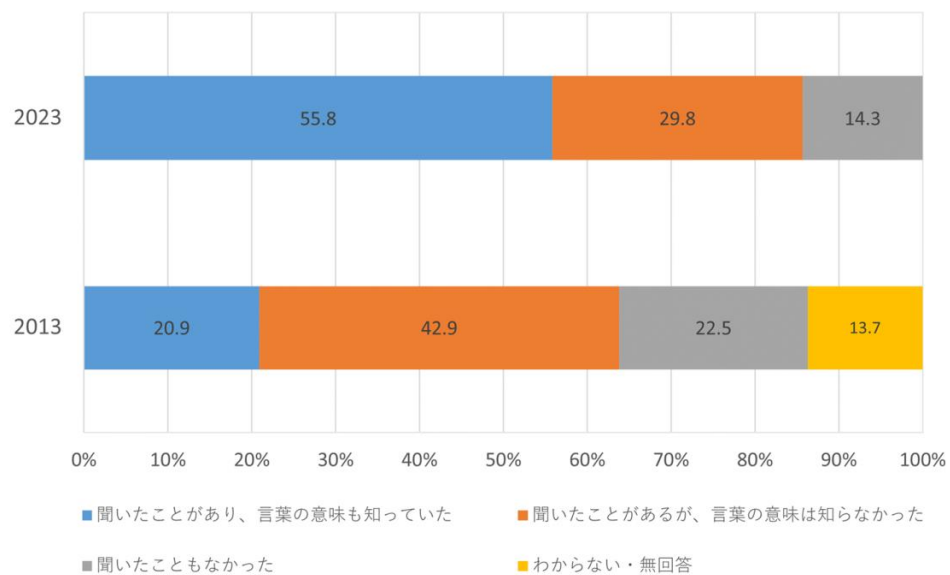


図 24 滋賀県内における「生物多様性」の認知度^{19) , 20)}

こうしたことから、人口減少や高齢化による地域活動への支障、若年層の意識の低下などが社会組織の弱体化の背景に挙げられる。

③ランドスケープ・シースケープが伝える現代へのメッセージ

当システムのランドスケープ・シースケープ(レイクスケープ)は、水田、エリ、ヨシ帯を中心に、1,000年以上にわたる循環型の生業システムを現代に伝える生きた教材でもある。そして、この地域は、現代において、人口増加に対応した住宅地や工業・商業地帯、鉄道や道路などの近代的な景観と調和して共存している。

しかし、1,000年以上にわたって受け継がれてきた当システムによって生み出されたランドスケープ・シースケープ(レイクスケープ)が有する世界的な価値やメッセージは、人々に十分には伝わっていないと考えられる。

令和5年度(2023年度)に滋賀県が行った調査によると、この地域を訪れる観光客は自然の風景や神社仏閣を目的とするケースが多い(図25)。具体的には今でも田舟を使って農地を行き来する「権座」、人の営みの中で活用・保全されるヨシ帯、「おかずとり」から発展した水辺における様々な伝統漁法、集落内における謙虚で豊かな水利用を今に伝える「カバタ」、白鬚神社や竹生島など琵琶湖の航行の安全を司り漁業者が祈りを奉げてきた水辺の祭神など、人と自然の長年にわたる相互作用の中で、国の重要文化的景観にも選定されている地域が含まれる。

一方で、祭り・行事・イベント参加・体験を目的とした観光客の割合は低く(図25)、その景観や文化が、当地域の農林水産業の営みによって作り上げられていることが観光客に十分に理解されていないと考えられる。

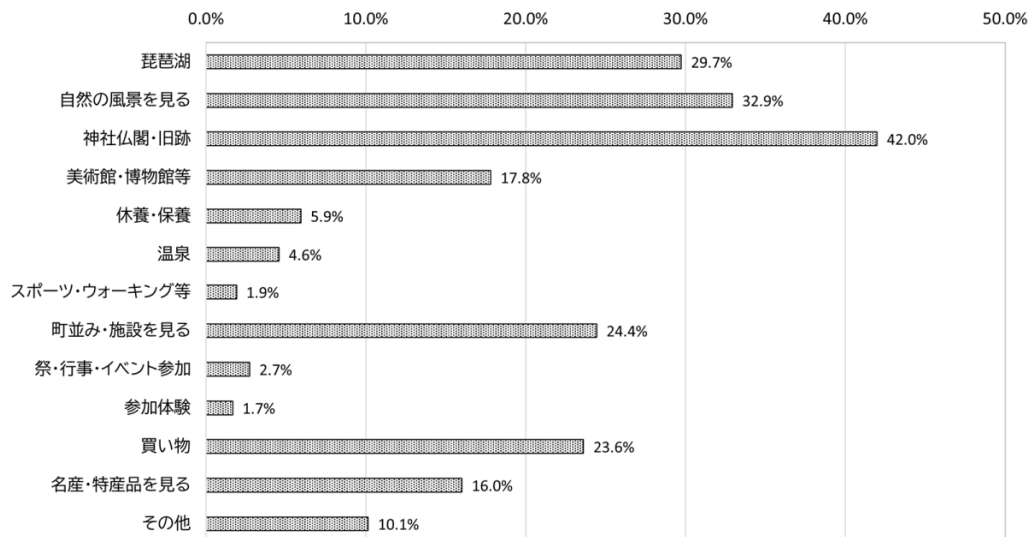


図25 観光客の主な旅行目的²¹⁾

また、観光客を受け入れる側である歴史的景観が残る農山漁村の多くでは、すでに述べたように農林水産業に関わる人々の減少が進み、地域内外の人々にメッセージを伝えることに困難が生じてきている。

都市化が進む中であっても水質や生態系を保全しながら生業を継承する意義と重要性について、今後、改めて、より多くの観光客に対し、より深い理解を促す必要がある。このような取組を経て、地域内外に当シ

システムのファンを増やし、最終的には当地域における新たな雇用や経済循環の活性化につなげ、当地域の人口減少を食い止めつつ伝統的で持続的な生業の仕組みを継承していくことが必要となっている。

④淡水資源の持続可能性の向上に向けた世界との連携

観光客に「来てもらう」だけではなく、世界的な課題である淡水資源の持続可能性の向上について、私たちから積極的に情報発信していくことも重要である。

これまでも国際会議での情報発信や、世界各地からの研修受け入れ、他地域への支援活動等、世界との連携を実施してきたところである。

代表的なものの一つは、「世界湖沼会議」である。滋賀県が、湖沼の問題に関する国際会議(世界湖沼環境会議)を世界で初めて提唱・開催(昭和 59 年[1984 年])し、その後、昭和 61 年(1986 年)の米国・ミシガン州での開催以降、概ね 2 年に一度、世界各地で開催されている国際会議である。令和 5 年(2023 年)には第 19 回会議がハンガリーで開催され、湖沼の保全再生に関する機運醸成および次世代の育成などについて、五大湖を有する米国・ミシガン州、ニカラグア・マナグア市とともに世界に発信するなど、国際連携に取り組んだところである。

また、「世界水フォーラム」への参画も挙げられる。これは、3 年に一度開催される水をテーマにした世界最大級の国際会議で、平成 15 年(2003 年)には、京都や大阪とともに当地域が開催地となった。第 10 回の開催(令和 6 年[2024 年] 5 月、インドネシア・バリ)では、琵琶湖の保全再生の取組や琵琶湖版のSDGsであるマザーレイクゴールズ(MLGs)について世界に向けて発信した。さらに、持続可能な湖沼管理について議論し、国際的な連携を進める象徴的な日である「世界湖沼の日」制定に向けて国際的な連携を呼びかけたところ、令和 6 年(2024 年)12 月に米国・ニューヨーク州で開催された国連総会において、毎年 8 月 27 日(昭和 59 年[1984 年])に滋賀県が主催した第 1 回世界湖沼会議の開会日を「世界湖沼の日」と定める決議が採択された。



湖沼に関し世界的な連携を呼びかけた初めての国際会議(世界湖沼環境会議 1984 年滋賀県大津市)

研修受け入れに関しては、具体例として、次のようなものが挙げられる。

○「持続的水産資源共同管理に向けた制度整備と実践」研修

令和 5 年(2023 年) 5 月にコートジボワール共和国の水産行政担当者、漁業者等 14 名が「持続的水産資源共同管理に向けた制度整備と実践」をテーマに JICA 研修を受講。

滋賀県では 5 月 21 日から 26 日に、琵琶湖漁業や資源管理の取組の講

義や、当システムの構成要素でもあるエリ漁や追いさで網漁といった伝統漁法の見学、琵琶湖の漁業制度、水産資源の研究等について研修を実施。



漁法(エリ漁)についての研修



琵琶湖の漁業制度の講義

○水資源の持続可能な利用と保全のための統合的湖沼・河川・沿岸流域管理コース

(公財)国際湖沼環境委員会(ILEC)が実施(受託)する JICA 研修。令和5年度(2023年度)には、諸外国の技術系行政官11名が1か月にわたって受講。

琵琶湖の漁業や水管理、さらにその周辺における水質や生態系に配慮した農業・水源林管理などを一体的に学ぶ場で、研修生からの評価も高く継続的に実施されている。

このほか、稲作や内水面漁業が盛んな国々から、視察研修を受け入れてきている。

※(公財)国際湖沼環境委員会(ILEC)は、国連環境計画(UN Environment)との協調や開発途上国支援のための機関(1986年設立)。琵琶湖辺(草津市)に所在。



湖岸の漁港での研修



湖魚の遡上支援を行う水田での研修

(3) 導き出される課題

4つ目の脅威として挙げられる「社会組織の弱体化」に関し、上記で述べてきた状況を踏まえ、導き出される課題は次のとおりである。

①協働の促進

…基準4(文化、価値観及び社会組織)、基準5(ランドスケープ及びシースケープの特徴)関係

②国際的な協力と連携

…基準5(ランドスケープ及びシースケープの特徴)関係

観光産業とも連携しながら、ランドスケープ・シースケープ(レイクスケープ)を通じて人々の認識の向上を図り、多様な主体の参画を促進することは、当システムの保全において、重要な課題といえる。また人々の絆を地域内だけでなく世界に向かって広げ、国際的な協力体制を強化しながら、世界的な課題である淡水資源の保全に関して国際連携を行うことも、当システムの保全において、重要な課題といえる。

こうした課題は、世界農業遺産の基準4(文化、価値観及び社会組織)、基準5(ランドスケープ及びシースケープの特徴)と関わりの深いものであり、その対策については、「B 脅威及び課題への対応策」において説明を行う。

B 脅威及び課題への対応策

4つの脅威から導き出される上記の各課題に対処するための対応策を以下、順に述べる。

脅威1（湖魚の産卵・成育環境の変化）関係（p.10 参照）

導き出された課題と対応策、関わりの深い GIAHS 認定基準は次のとおりであり、以下順に説明を行う。

課題	対応策	認定基準への該当
(1) 水産資源の 保全管理	①資源管理型漁業の推進 ・漁業者が行政と取り組む共同管理 ・在来魚介類に対する産卵配慮等 ・琵琶湖環境(気候変動の影響を含む)の調査研究	基準1 基準2 基準3
	②食害の防除 ・外来魚駆除 ・カワウ捕獲	
(2) 水質・生態 系の保全	①湖魚の産卵環境等の保全 ・多様な主体が連携する「魚のゆりかご水田プロジェクト」 ・ヨシ帯の保全と活用 ・水草の刈り取り・除去	基準2
	②水質・生態系の保全に向けた「環境こだわり農業」 ・環境こだわり農業の更なる深化 ・オーガニック農業の本格的な拡大	
	③水源林の保全 ・健全な森林づくり ・協働による森林づくり ・ニホンジカによる森林被害防止 ・ニホンジカの個体群管理	

(1) 課題1(水産資源の保全管理)への対応策

①資源管理型漁業の推進

(漁業者が行政と取り組む共同管理)

漁業者、行政、試験研究機関が、琵琶湖の水産資源や漁獲の現状について検討する会議を適時開催することで、効果的な資源管理型漁業を推進し琵琶湖の水産資源の持続可能性の向上に努める。実施にあたっては、漁業者や資源管理協議会（県や滋賀県漁業協同組合連合会、滋賀県水産振興協会により構成）が連携して取り組む。



図 26 共同管理の体制



採捕禁止のポスター

(在来魚介類に対する産卵配慮等)

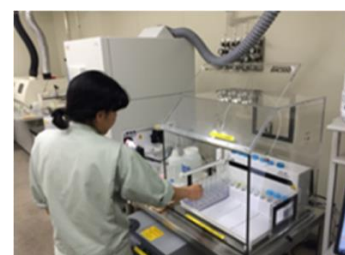
水産資源の保全に向け、引き続き産卵に配慮した漁獲制限等に漁業者と行政が一体となって取り組む。また、琵琶湖の重要水産資源であるニゴロブナ、ホンモロコ、アユ、ビワマスなど、種苗放流を行うことで水産資源の保全を図り、琵琶湖漁業の持続可能性の向上につなげる。実施にあたっては県や滋賀県水産振興協会、滋賀県漁業協同組合連合会が連携して取り組む。



ニゴロブナ稚魚放流

(琵琶湖環境[気候変動の影響を含む]の調査研究)

琵琶湖の水産資源や漁獲状況と併せて琵琶湖の環境条件についても継続的に調査することで、水産資源の持続可能性の向上や水質保全を図る。また、気候変動が琵琶湖の水質や生態系にもたらす影響や河川流域の生態系が有する減災などのグリーンインフラ機能の把握などの調査研究を進める。実施にあたっては、県と関係機関が連携して取り組む。



分析機器を用いた水質測定

②食害の防除

(外来魚駆除)

1980年代から増加してきたブラックバスやブルーギルによる在来魚に対する食害を低減するため、漁業者や一般県民による駆除活動に取り組んだ結果、近年では琵琶湖のブラックバスやブルーギルは370tまで減少した(図2)。チャネルキャットフィッシュについては、漁業者による駆除により瀬田川洗堰の上流では確認される個体数が減少傾向にある(図3)。

今後もこれらの取組を推進するとともに、効率的な駆除技術の研究・開発を行う。また、駆除された外来魚の有効活用も進める。

〈漁業者による取組〉

- ・電気ショッカーボート、刺網等を用いた駆除

〈釣り人や子どもたちの参画〉

- ・県条例による再放流の禁止(回収箱・いけすの設置)
- ・外来魚釣り大会の開催

〈飼料、堆肥への活用〉

- ・捕獲したブラックバスやブルーギルを回収し、魚粉に加工して飼料や堆肥として活用

これらの取組によって個体数を減少させることで琵琶湖の生物多様性の保全と、漁業被害の低減を図り持続的な水産業を振興する。実施にあたっては、県や滋賀県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、一般県民が連携して外来魚駆除の取組を進めていく。



子ども向け外来魚駆除活動募集チラシ



外来魚回収箱



駆除された外来魚

(カワウ捕獲)

1990年代から増加してきたカワウの食害による漁業被害を低減するため、県内の主要な営巣地における銃器での捕獲作業により、かつてカワウによる被害が許容できた頃の生息羽数4,000羽を一つの指標にして個体群管理を実施し、琵琶湖の生物多様性を保全する。また、漁場においては花火による追い払いや防鳥糸の設置による飛来防除を実施することで漁業被害を低減し、琵琶湖漁業の持続可能性の向上を図る。これらの取組には県や市町、漁業協同組合、猟友会などの関係組織が協力して実施する。

(2) 課題2(水質・生態系の保全)への対応策

①湖魚の産卵環境等の保全

(多様な主体が連携する「魚のゆりかご水田プロジェクト」の取組拡大)

「魚のゆりかご水田プロジェクト」に新たに取り組む地域の確保や、既存の活動組織の取組継続のため、取組着手に必要な経費の支援や、より効果的な魚道設置にかかる技術的支援などを県が行い、水田への魚の遡上を支援する取組の維持・拡大を図る。このことにより、湖魚の産卵・成育場を保全し、琵琶湖の生物多様性保全と在来魚の漁獲量



魚道の設置作業

の確保・増加を図る。実施にあたっては、課題解決に向けて互いの技術やノウハウを共有するために活動組織間の情報交流を図る。さらに活動理念に賛同する企業からの支援を受けるなどして、県と「琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会」や各活動組織（農業者や地域住民など）、企業、学識者等が連携して取り組む。

(ヨシ帯の保全と活用)

琵琶湖の生物多様性保全と在来魚の漁獲量の確保・増加に向けた魚類の産卵繁殖の場の確保や琵琶湖の原風景である自然環境の維持のため、ヨシ帯の保全および活用を実施する。造成したヨシ帯についてはモニタリングを行い、魚類の産卵繁殖の場としての機能などヨシ帯が本来有する機能が十分に発揮されているか科学的評価を行う。あわせて、ヨシ帯の機能が低下しないよう巨木化する前にヤナギ等の伐採を行うほか、巨木化したヤナギについても伐採等の対応を検討していく。実施にあたっては、県が中心となって取り組む。

また、ヨシ帯の保全・活用にあたっては、ボランティアなどによるヨシの刈り取り、清掃、火入れなどの維持管理や、堆肥やヨシ紙への利用、環境学習、自然観察の場として活用する。これらの活動の実施にあたっては、企業からの支援等を得つつ、地域住民や各種団体、学校、行政機関などが協働して取組を進める。

<参考：ヨシの活用事例>

1. 伝統的なヨシ製品(伝統的日本家屋では古来よりヨシを多用)

- ・**ヨシ屋根** 日本の伝統的家屋では、瓦が普及する前は、ヨシ、ススキ、ワラなどの屋根材が使用されたが、ススキやワラに比べてヨシは耐久性や排水性に優れている。また、ヨシ屋根の家は夏涼しく冬暖かで、現在も一部で使用されている。
- ・**葦簀(よしず)・簾(すだれ)** 代表的なヨシ製品で最も目にする機会の多い製品。
- ・**夏障子** 風通しがよく涼しい夏用の障子。
- ・**ヨシ衝立** 座敷などのインテリアとして使用。今でも京都の高級茶寮や料亭をはじめ、仕上げにこだわった一般住宅などでも需要がある。



2. 現代的なヨシ製品

- ・**ヨシ紙等** ヨシ紙は、非木材パルプ紙として有望な素材。(株)コクヨ工業では、琵琶湖の環境を守るという理念のもと、ヨシの活用に取り組み、地域社会と連携した活動を実践する「リエデンプロジェクト」を2007年11月に発足。ヨシを素材とした文具製品約80点(ノートやコースターなど)を開発。また地域との連携を深め「ヨシでびわ湖を守るネットワーク」(現在127の個人や団体・企業が参加)を立ち上げ、ヨシを「刈る」「作る」「使う」という“ヨシ活用のサイクル”を好循環させ琵琶湖の環境保全に努めてきている。こうした活動が認められ、「リエデンプロジェクト」

は2018年第20回日本水大賞経済産業大臣賞を受賞。琵琶湖のヨシ紙は人気がある。



左：ヨシ筆、右：ヨシ100%名刺

あり、コクヨ工業の他にも、様々な企業等がヨシ紙を生産している。

- ・**水田暗渠資材** 水田の排水を良くするために活用。地下に埋設する排水管のまわりにヨシの束を敷き詰めて使用。
- ・**ヨシ腐葉土** 水はけをよくし、よい土をつくるための土壌改良剤として使用。花き栽培に特に有効。
- ・**食品** 地域活性化の一環として、ヨシを粉末にして「うどん」や「そば」、さらに近江米と混ぜて「せんべい」やジェラートに活用。昔からヨシの芽や地下茎が漢方薬としても活用されている。



葦(ヨシ)うどん

・ヨシストランドボード

(株)エスウッドがヨシのチップを原料とした建材の技術開発を進めている。内装だけでなく、雑貨として活用することも可能。



コースター



内装材

○ヨシの活用量（概算）

伝統技術を受け継ぐ企業等が、現在でもヨシを活用する事業を展開しており、近年(5～6年)の使用量は年間約200トンで推移している。その内訳は次のとおりである。

- ・ヨシ屋根材 100 トン
- ・簾(すだれ)等 10 トン
- ・ヨシ腐葉土 2 トン
- ・水田暗渠排水用資材 38 トン
- ・ヨシ紙 50 トン（関係者ヒアリングによる）

（水草の刈り取り・除去）

水草の大量繁茂による環境の悪化が進む中、魚類および貝類の生息環境を改善し、かつての望ましい状態に近づけることを目標に、水草の根こそぎ除去や、表層部の刈取りなどの対策を行う。また、漁業者が行う根こそぎ除去などの取組に対しても支援を行う。



さらに資源の有効利用として堆肥化も進める。こういった取組を通じて、琵琶湖の生物多様性の保全と持続的な水産業の振興を図る。実施にあたっては、琵琶湖の環境変化に詳しい滋賀県漁業協同組合連合会や公益財団法人淡水環境保全財団など関係団体からの経験に基づく助言を得ながら、県研究機関によるモニタリング調査や課題の解決につなげる調査研究を進め、その知見や成果をもとに県が水草対策を進める。

②水質・生態系の保全に向けた「環境こだわり農業」

（環境こだわり農業の更なる深化）

滋賀県内では、約20年前から環境こだわり農業に取り組まれている。「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画」（令和5年[2023年]滋賀県策定）には、琵琶湖の保全だけではなく地球温暖化の防止や生物多様性の保全といった地球環境問題へ対応することや、オーガニック農業を環境こだわり農業の柱の一つに位置づけること、環境こだわり農業の強みを生かした流通・販売

を強化することが盛り込まれている。

令和5年度に本格デビューした「きらみずき」の栽培方法は、環境こだわり栽培の基準よりさらに厳しいオーガニック栽培と化学肥料(窒素成分)や殺虫・殺菌剤(化学合成農薬)不使用栽培に限定されている。「きらみずき」を琵琶湖の保全に止まらず地球温暖化防止や生物多様性の保全といった持続可能な農業のシンボルに位置づけ、滋賀県内の環境こだわり農業をより深化させていく。

また、「きらみずき」は生産から販売までの繋がりを強く意識し、コンセプトである“こだわる人が選ぶ おいしさ と やさしさ”による好循環が生まれるよう、生産・流通・販売の一体的な取組を進めていく。

実施にあたっては、農業者や農業団体、農産物販売事業者、消費者が主体的かつ互いに連携して取り組むよう、県は市町や国、関係団体と連携・協力を図りながら取組を進める。

(オーガニック農業の本格的な拡大)

農業の自然循環機能を増進し、更なる環境への負荷削減に努めるため、オーガニック農業(有機農業)を環境こだわり農業の柱の一つとして位置づけ、生物多様性を育みながら、安全・安心な農産物を供給する取組を進める。また、取組を効果的に進めるには地域ぐるみでオーガニック農業を推進することが必要であることから、地域が一体となってオーガニック農業の生産から消費まで一貫して行う「オーガニックビレッジ」に向けた取組を進めていく。



機械除草作業

③水源林の保全

(健全な森林づくり)

木々が健全に育ち、下草繁茂による土壌の保全が維持される森林づくりを推進する。具体的には、間伐等の適切な管理を実施するとともに、地域で継承されてきた林業技術などを活かしながら、地形、気候、植生など地域の特性に応じた森林整備を進める。また、伐採後には低コスト造林技術を活用した確実な再造林などを支援し、森林の適正な更新を図る。これらの取組により、水源の涵養など、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に貢献する。実施にあたっては、県や市町、森林所有者、森林組合が連携、協力して行う。

（協働による森林づくり）

森林の多様な価値を発信し、森林・林業の情報を積極的に提供することにより、多様な主体の参画による森林づくりの取組を推進する。森林づくり活動に取り組む企業に対し、活動場所やパートナーの紹介などを通じ、適切な森林づくりが行われるよう支援するとともに、下流の地域住民の団体や漁業者、ボランティア等と上流の森林所有者等との上下流連携による森林づくりを推進し、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に貢献する。実施にあたっては、県や市町、地域住民、森林所有者、NP0、ボランティア団体などと連携し行う。

（ニホンジカによる森林被害防止）

人工林における剥皮被害などの林業被害に対して、幹へのテープ巻きや防護柵の設置などの被害防止対策を引き続き実施する。また、奥山や高標高域までに及んでいる下層植生の衰退による森林の水源を涵養する機能の低下に対しては、防護柵の設置等の被害防止対策を引き続き実施する。実施にあたっては、県や市町、滋賀県森林組合連合会と連携を図り行う。



幹へのテープ巻き

（ニホンジカの個体群管理）

さらに、ニホンジカによる被害全般へのリスク軽減対策として、捕獲等の個体群管理にも併せて取り組んでいく。捕獲された個体については、資源利用による地域振興に活用できる方策を関係部局と連携を図りながら検討するとともに、食肉利用の拡大のための普及啓発を行う。実施にあたっては、県や市町、滋賀県森林組合連合会、狩猟者団体等と連携を図り行う。

脅威2（担い手の減少）関係（p.19 参照）

導き出された課題と対応策、関わりの深い GIAHS 認定基準は次のとおりであり、以下順に説明を行う。

課題	対応策	認定基準への該当
(1) 担い手の確保・育成と伝統的漁法の継承	①漁業就業者の確保・育成 ・伝統的漁法の継承と新たな漁業就業者の確保・育成 ・伝統的漁法を活用した体験機会の創出	基準1 基準3
	②農業における担い手の確保 ・新規就農者の確保・育成 ・「魚のゆりかご水田米」のブランド化 ・環境こだわり農業の強みを生かした流通・販売の強化 ・地域ぐるみで取り組む農地・水路・農道・農村環境の保全 ・農業水利施設のアセットマネジメント	
	③林業における担い手の確保 ・林業従事者の確保・育成 ・「びわ湖材」の利用推進	
(2) 農林水産業の魅力向上	①6次産業化の推進 ・6次産業化と女性の活躍推進 ・異業種との連携と地産地消	基準1

（1）課題1（担い手の確保・育成と伝統的漁法の継承）への対応策

①漁業就業者の確保・育成

（伝統的漁法の継承と新たな漁業就業者の確保・育成）

琵琶湖漁業の多彩な伝統漁法は、資源を保全しながら営まれてきたもので、人々の知識と知恵の結晶である。その技術を次世代に継承し、新たな漁業就業者を確保するため、必要な技術や知識の習得機会を提供する就業体験研修に取り組む。この研修では、就業希望者が漁業現場で現役の漁業者に師事しながら、操船や漁労の技術、漁村での暮らし等について学べる機会を提供



漁業体験研修

する。併せて、就業相談対応窓口の設置や、就業者支援フェアへの出展も行う。実施にあたっては、国の研修制度を活用しながら、県と滋賀県漁業協同組合連合会、各漁業協働組合、漁業者等が連携して取り組む。

（伝統的漁法を活用した体験機会の創出）

琵琶湖漁業の多彩な伝統的漁法の継承にあたっては、漁業者によるエリ漁などの体験漁業や出前授業など、子どもの頃から伝統漁法そのものの価値に

親しむ機会の創出も図り、その重要性についての理解醸成に努める。取組の実施にあたっては、漁業者や漁業協同組合のみならず、地元の自治体や観光産業、NPOなどとの連携により、地域のエコツーリズムとしての活用も目指す。



エリでの漁業体験

②農業における担い手の確保

（新規就農者の確保・育成）

琵琶湖の水質と生態系の保全に寄与する「環境こだわり農業」を担う新たな人材を育成し、地域の伝統文化や風土を受け継ぐ魅力ある農山漁村地域を次世代へ継承するため、新規就農者の確保・育成を図る。これに向けて、子どもの頃からの成長段階に応じて、体験等を通じた就業意欲の喚起から就農相談、技術の習得、さらに就業後の定着を図るための技術・経営指導まで切れ目ない対策を講じる。実施にあたっては、既存の補助制度等や融資制度を活用しながら、農業者等の協力のもと県は青年等就農計画の策定や技術習得など経営安定に向けた支援、市町は青年等就農計画の認定や各種助成制度の活用による支援、農業協同組合は生産資材の供給や生産物の集荷・販売の支援など各機関が役割分担をしながら連携して取り組む。



就農準備講座

（「魚のゆりかご水田米」のブランド化）

「魚のゆりかご水田プロジェクト」の取組拡大に加えて、環境こだわり農産物の技術により栽培された米を有利販売できるよう、「魚のゆりかご水田米」をブランド米として確立させ、より多くの農業者による「魚のゆりかご水田米」の栽培につなげる。さらに、酒造会社や菓子店などとの連携により6次産業化の取組も進める。このことにより、「魚のゆりかご水田米」の付加価値を高め、経済的自立と活動地域の拡大につなげ、この取組の持続可能性を高める。実施にあたっては、取組への理解促進や米の販路拡大に向けて、活動組織や農業団体、行政や大学が連携した共同活動の推進や大型商業施設でのPR活動、米販売店等を対象にした現地ツアーの実施、生産者自身による情報発信の支援を推進する。



魚のゆりかご水田米

(環境こだわり農業の強みを生かした流通・販売の強化)

県内の農産物直売所や量販店等においても積極的にPRしていくほか、加工食品等にも使用されていることを発信していくことで更なる認知度向上を図る。

また、「環境こだわり農産物」が安全・安心な食材であることだけでなく、環境に配慮して生産されていることや当システムの重要な構成要素であることへの理解を目指した食育を推進する。子どもを通じた家庭への周知や環境配慮への機運醸成により消費の拡大を促進する。

実施にあたっては、県や市町、農業団体、農産物販売業者、消費者等との連携を深めながら、積極的なPR活動を展開するなど、生産・流通・消費を結ぶ取組を積極的に行う。



(地域ぐるみで取り組む農地・水路・農道・農村環境の保全)

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農家、土地持ち非農家、地域住民が協力して行う農業濁水の流出防止や水の透視度調査など、地域の共同活動を支援し、水路や農道等の地域資源の適切な保安全管理を推進する（「世代をつなぐ農村まると保全向上対策」）。実施にあたっては、集落機能の低下等により水路や農道等を維持管理する共同活動が低迷している集落への働きかけを強化し、市町単位や土地改良区単位の広域活動組織の設立支援、研修会の開催など、活動組織に対する技術的支援を充実する。地域資源の適切な保安全管理のための取組の充実・向上を図る地域資源保安全管理構想の策定への支援を強化し、ホームページや情報誌の発行等による情報発信を充実する。



水路の補修

(農業水利施設のアセットマネジメント)

農業水利施設の老朽化に対応するため、農業水利施設を資産（アセット）としてとらえ、この資産の適切な日常管理による施設の更なる長寿命化を図ることに加え、各施設の機能診断から老朽化の度合いを見極め、効率的・効果的かつ低コストでの保全・更新を進める。また、更新の際には、より琵琶湖の環境への負荷を軽減するため、節水や農業排水の循環利用が可能となるシステムへの転換を行う。これにより農業分野からの琵琶湖への汚濁負荷を

削減し、琵琶湖の環境や生物多様性の維持に貢献する。実施にあたっては、施設整備のための既存の補助制度等を活用し、県や市町、滋賀県土地改良事業団体連合会、各土地改良区が情報を共有し、それぞれの役割分担のもと各団体が連携して取組を行う。

また、農業者の高齢化や減少に伴う農業水利施設の管理体制の脆弱化に対応するためには、地域住民など多様な主体の参画が必要となる。このため、農業水利施設を活用した琵琶湖の汚濁負荷削減の取組をはじめ、これらの施設が有する親水空間・防火機能・生物多様性など様々な多面的機能の啓発により理解促進を図る。実施にあたっては、県や施設を管理する市町、各土地改良区などが連携し、地域住民との協働による農業水利施設の維持管理体制の強化に取り組む。



水路の機能診断・評価

③林業における担い手の確保

(林業従事者の確保・育成)

水源林の適切な管理を継続的に実施するため、滋賀県林業労働力確保支援センターによる就業相談窓口の設置や、既存の補助制度等、融資制度を活用しながら、県や市町、滋賀県森林組合連合会が協力して、就業者の確保・育成に取り組む。また、林業従事者等の協力のもと小学生への森林環境学習や、中学生を対象とした林業就業体験学習、高校生を対象とした森林・林業に関する出前講座などを通じて、子どもたちの林業への理解促進や次代の担い手育成に取り組み、森林の多面的機能の持続的な発揮に貢献する。



作業道作設オペレーター研修

(「びわ湖材」の利用推進)

地域の林業を振興し、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、「びわ湖材」の利用推進を図る。このために、当地域の風土にあった木材として、木のぬくもりや良さを体感する機会を消費者へ提供するとともに、積極的に使うことを普及啓発していく。また、一定量以上の「びわ湖材」を用いた住宅への助成制度や、「びわ湖材」を用いた製品の導入、公共施設への使用、森林資源を利用した製品開発などに取り組み、地域産材を使うことへの理解と需要の創出を図る。実施にあたっては、県や市町、林業・木材産業関係団体が連携し、利用推進に努める。



びわ湖材を使用した木造住宅

(2) 課題2(農林水産業の魅力向上)への対応策

① 6次産業化の推進

(6次産業化と女性の活躍推進)

地域の農林水産物と消費者を直接つなげるための有効な取組として、農林漁業者等が加工品開発や販売にまで携わる6次産業化がある。こうした6次産業化の推進に向け、事業戦略や商品開発、マーケティングなどへの相談・サポート体制を構築するとともに、農林水産物を活用した新商品開発等に係る施設や機械整備への支援を行い、農林漁業者の経営の高度化や収益の増加を図る。また、生活者や消費者の目線でアイデア豊富な女性が、その感性や能力を発揮できる場づくりと、農山漁村の活性化に向けた取組を推進するため、アグリビジネスの取組や起業への支援を行い、女性の活躍機会を創出する。実施にあたっては、先輩女性による就業相談や経営塾など女性農業者のネットワークを構築など、県や市町、関係団体がそれぞれ連携して進める。



商品試作の検討

(異業種との連携と地産地消)

湖魚をはじめ県産農水産物の地産地消を推進する「おいしが うれしが」キャンペーン登録店舗の拡大や、オーガニック米を用いた地酒などの健康メニューを提供する事業者の創出、びわ湖材の利用促進を行う。

あわせて、県内宿泊施設との連携による観光客向けPR企画の実施、海外でのPRや商談機会等の充実、地理的表示など知的財産の取得の推進による食のブランド力の強化を図る。

取組の一環として、農林漁業者と商工業関係の事業者や観光事業者、大学等の研究機関などとの産業の枠組みを超えた連携により、地域活性化に向けた農林水産業を基盤とした新ビジネスの創造も支援する。



「おいしが うれしが」キャンペーン

脅威3（食文化の衰退）関係（p.24 参照）

導き出された課題と対応策、関わりの深い GIAHS 認定基準は次のとおりであり、以下順に説明を行う。

課題	対応策	認定基準への該当
(1) 食文化の継承	①湖魚を用いた食文化の継承と発展 ・湖魚を食べる機会の創出 ・食文化の継承と発展に向けた提案や発信	基準 4

（1）課題(食文化の継承)への対応策

①湖魚を用いた食文化の継承と発展

（湖魚を食べる機会の創出）

琵琶湖漁業の持続可能性を高め、多彩な伝統漁法とその技術を次世代へ継承するため、湖魚を用いた伝統的な食文化を体験し学ぶ機会の創出を図る。これに向け、漁業者による出前授業など子どもの頃から湖魚と漁業に慣れ親しむ取組を展開する。

また、当システムの世界農業遺産への認定を契機に始まった県域ご当地グルメ「びわ湖魚グルメ」の取組により湖魚を食べる機会を創出することで、より多くの消費者に湖魚を身近なものと感じてもらい、新しい食文化として湖魚が選び続けられるよう魅力訴求に努めていく。

実施にあたっては、県と生産者団体、生産者、食品関連事業者等が連携して取り組む。



（食文化の継承と発展に向けた提案や発信）

湖魚を使った食文化の継承に向けて、体験講習会や品評会により、ふなずしの漬け込み技術の継承を図る。また、新たな視点に立った、湖魚を用いる食文化の発展に向け、「びわ湖魚グルメ」や「琵琶湖八珍」などの湖魚を扱う事業者と連携し、健康食としての価値の再発見や新しい食べ方など、現代のライフスタイルのニーズに合った調理方法等を提案し発信する。



湖魚を使った料理

とりわけ、滋賀県漁業協同組合連合会青壮年会はこれまでから、漁協の枠を超えて連携を深め、活発な活動を展開させている。小・中・高等学校などでの美味しい湖魚料理の紹介、「琵琶湖八珍」としてブランド化した湖

魚のスーパーやレストランでのPR、東京での食文化発信、さらに漁場環境の改善(湖上の清掃活動)などに自ら取り組んでいる。全国漁業協同組合連合会等の主催による「第4回Fish-1グランプリ」(平成28年[2016年])では、「漁師自慢の魚 プライドフィッシュ料理コンテスト」部門で、同青年会(現・青壮年会)が「天然ビワマスの親子丼」を出品し、大勢の参加者の好評を博し、グランプリに輝いた。

また、全国イベント「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」((一社)大日本水産会主催・毎年開催)にも積極的に出展し、未利用魚(ニゴイ等)の活用についてもPRし、市場の新規開拓も図っている。

今後も、こうした取組を推進していく方向であり、実施にあたっては、県や市町、関係団体、農林漁業者、学校等が連携して進める。



「Fish-1 グランプリ」でのグランプリ受賞

脅威4（社会組織の弱体化）関係（p.27 参照）

導き出された課題と対応策、関わりの深い GIAHS 認定基準は次のとおりであり、以下順に説明を行う。

課題	対応策	認定基準への該当
(1) 協働の促進	①人々の連携の推進 ・集落を中心とした多様な主体と連携した取組の推進 ・多様な主体の活動に対する支援	基準 4 基準 5
	②自然と人との関わりの強化 ・子どもたちや地域住民の理解促進 ・多様な主体による保全再生活動の推進	
	③人々の理解促進に向けたツーリズムとの連携 ・農山漁村における農泊を中心とするグリーンツーリズムの推進 ・地域資源の持続可能な活用・保全を促進するための観光産業との連携 ・湖と陸のつながりを重視する取組の促進	
(2) 国際的な協力と連携	①世界との更なる連携 ・教訓の更なる発信 ・G I A H S 認定地域との連携	基準 5

（1）課題1（協働の促進）への対応策

①人々の連携の推進

（集落を中心とした多様な主体と連携した取組の推進）

長年にわたって育まれてきた集落ごとの仕組みや伝統的な地域文化を次世代に継承し、集落自らが描く将来展望を実現するため「地域農業戦略指針」（平成27年〔2015年〕滋賀県）を手引きとし、県や市町、関係団体等が連携し、集落の役員等に働きかけ、地域活性化等の取組の実践を支援する。



集落での話し合い

（多様な主体の活動に対する支援）

「MLGsみんなのBIWAKO会議」や「淡海の川づくりフォーラム」など、消費者、研究者、NPOなど多様な主体が意見交換を行い、連携する場の活性化を今後も引き続き行っていく。

②自然と人との関わりの強化

(子どもたちや地域住民の理解促進)

将来を担う子どもたちが自ら琵琶湖やそれに関わる農林水産業の大切さを学ぶとともに、環境保全活動に取り組む力を身につけることを目指した取組を行う。

具体的には、小学校教育課程における「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」体験学習を継続し、生物多様性への理解を促すプログラムに加え、世界農業遺産としての「琵琶湖システム」や、住民参加の意義について学習する。

また、各学校において琵琶湖をはじめとする豊かな自然や多彩な文化等を生かした滋賀ならではの学習活動に取り組むとともに、児童・生徒が主体的に取り組む環境学習の取組を進める。

さらには、小中学校だけではなく、高校や大学といった高等教育機関、各種団体や企業を対象とした講義を行い、当システムの農業遺産としての価値や保全する意義の理解促進を図る。

こういった取組を通じて、当システムの生物多様性の保全と持続的な利用を推進する。実施にあたっては、農林漁業者等の協力のもとで、県や市町、各団体がその活動を支援する。



学習船「うみのこ」



農業体験学習「たんぼのこ」



大学生への講義

(多様な主体による保全再生活動の推進)

滋賀の豊かな自然と人との共生に向け、多様な主体における保全と活用、それらに向けた行動を進めていくにあたり、生物多様性の保全と自然資本の持続的な利活用に取り組む事業者を認定し、対話や情報共有を進めることなどにより地域団体や企業等との連携を図っていく。

そして、取組を広く周知することで、当地域における環境保全再生活動の裾野を広げ、当システムの生物多様性の保全と地域資源の持続可能性の向上を図る。具体的には、企業や農林漁業者などが行うヨシ帯保全や水源林の保全活動、木材などの自然由来の商品の原材料調達、事業活動による環境負荷の低減などを対象とする。

③人々の理解促進に向けたツーリズムとの連携

(農山漁村における農泊を中心とするグリーンツーリズムの推進)

地域住民による、農山漁村の豊かな環境、農林水産業の営みの中で育まれた「食」や「文化」などの地域資源を生かした体験メニューや特産品の開発等に対して、行政や企業、大学、NPOなど多様な主体が連携して支援を行う。

具体的には、持続可能な取組に発展するよう県域農泊ネットワーク組織において、魅力ある地域資源情報の収集と磨き上げや研修会等の実施により、農泊を中心とするグリーンツーリズムの推進を図る。また、県が創設した制度に登録された都市農村交流体験施設等については、県ホームページで情報発信を行うことで、交流人口の増加を図り、農山漁村地域の活性化につなげる。



都市農村交流

(地域資源の持続可能な活用・保全を促進するための観光産業との連携)

農山漁村における地域資源の持続的な活用・保全を推進するため、美しい風景に隠された農林水産業の営みのストーリー化、生産者と消費者との交流活動の促進、観光事業者と連携し当システムを紹介する周遊ルートの検討、国内外からの観光客や教育旅行の誘致活動、自転車で琵琶湖を一周または県内の観光地等を周遊する「ビワイチ」との連携など、農林漁業者と観光事業者等の多様な主体が取り組む観光コンテンツの開発を支援することで、新たな地域の雇用や経済循環の創出など農山漁村の活性化につなげる。



ビワイチ

(湖と陸のつながりを重視する取組の促進)

当システムの総合的な保全・活用に向け、農林水産業や食文化、地域の伝統行事、環境保全活動など各分野において、琵琶湖システム広報大使と連携しながら、シンポジウムやセミナー等を開催し広く発信する。

さらに、当システムの保全を推進し、関連製品の付加価値向上を促進するため、これらに貢献する様々な取組を、当システムを象徴するロゴマークを使ってPRしていく。実施にあたっては、協議会を中心に関係者の協力のもとで進める。



琵琶湖システム
ロゴマーク

(2) 課題2(国際的な協力と連携)への対応策

①世界との更なる連携

(教訓の更なる発信)

当地域は、内水面漁業を含む世界各地の湖沼の課題解決に向け、持続可能性の向上に寄与してきた営みや近代化の中で得てきた教訓、科学的な研究成果について、先に述べたとおり、これまでから世界への情報発信に努めてきている。

特に地球温暖化への対応も喫緊の課題となる中、淡水資源の保全に関する世界的な研究拠点としての役割も有する当地域は、令和元年(2019年)5月に実施された「気候変動と農業技術国際シンポジウム」の開催地にも選ばれたところである(農林水産省主催、F A O後援)。

令和6年(2024年)12月には、第79回国連総会において滋賀県にゆかりのある8月27日(昭和59年[1984年])に滋賀県が開催した第1回世界湖沼会議の開会日)が「世界湖沼の日」として採択された。「世界湖沼の日」は人間の健康、福祉、経済発展、および気候変動の影響への対応に関して、湖沼の果たす重要な役割を具体的かつ継続的に認識させるための国連が定める世界共通の記念日であり、国際的に持続可能な湖沼管理が求められているところである。

今後は、淡水資源の持続可能性の向上が喫緊の課題となる世界の中で、より一層の国際連携に尽力し、国連が定めた持続可能な開発目標(SDGs)や琵琶湖を切り口とした2030年の持続可能社会へ向けた目標であるマザーレイクゴールズ(MLGs)の達成にも貢献していく。



(G I A H S 認定地域との連携)

私たちは、世界における伝統的で持続的なシステムについての学びを深めるため、他地域との情報交換や地域間交流を進め、情報発信や事業の開催に取り組む、国際社会への更なる連携に取り組む。

第3 予算とモニタリング方法

1 保全計画の実施体制

協議会には、これまで琵琶湖の恵みを享受してきた当地域すべての自治体をはじめ、農林漁業者団体、関係団体、大学・研究機関、企業、住民、消費者などが参加している。

協議会は当システムの伝統的な優れた仕組みを次世代に継承し、GIAHS認定地域としてその保全と活用を図るため、保全計画の進行管理とモニタリング評価を行うなど、取組実施の指導的な役割を担う。

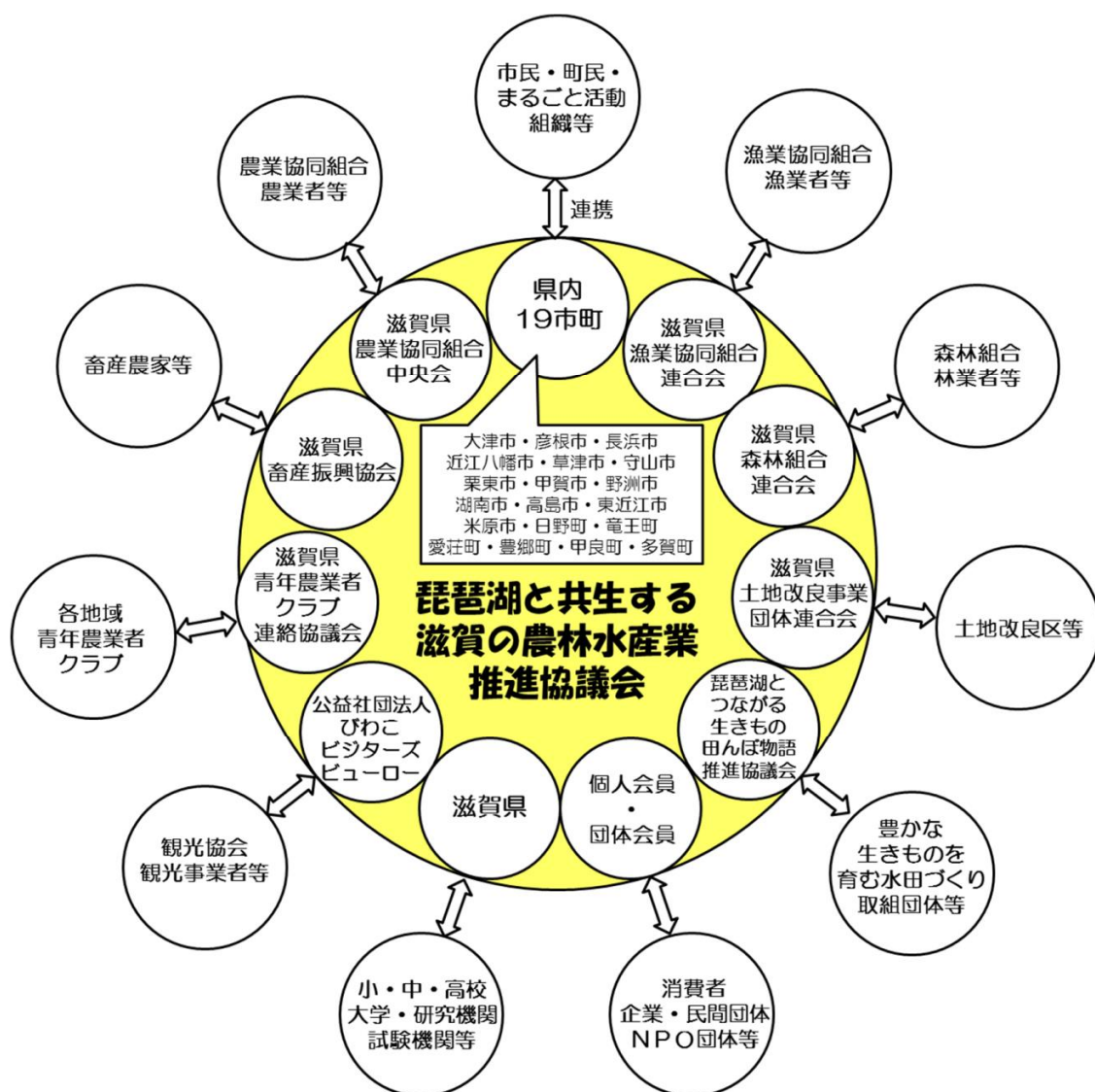


図 27 保全計画の実施体制図

保全計画の予算は、県、市町、団体をはじめとする協議会の構成員による財政支援を中心としながら、必要な国の支援も得ていく。また、当システムの中で得られた収益を保全に活用する経済的な循環の仕組みや、当システムの保全に賛同する企業、グループ、個人からの援助を受け入れる仕組みを検討していく。

これらに加え、当システムでは、大勢の県民(消費者)の参画が大きな力となる。様々な課題に対し、これまでから行政だけでなく県民も一緒に課題に向き合い、解決に取り組んできている。琵琶湖の富栄養化の防止に向けた県民運動と条例制定、漁業者の活動から始まった琵琶湖集水域全体での清掃活動、企業や学生が参加する琵琶湖のヨシ帯保全や水草除去は、その代表例である。こうした消費者の参画も促進しながら、保全計画に取り組んでいく。

2 モニタリングと評価

協議会では、保全計画において設定した各指標の目標値に対して、毎年、達成度を測定することにより進捗状況の確認を行い、その結果を幹事会や総会で報告する。

当システムを取り巻く社会や経済、技術の変化のほか、進捗状況や現場の声を踏まえて、必要な場合は計画の見直しを検討するなど、柔軟な対応を図る。

また、認定地域との意見交換や情報共有を図るとともに、社会環境の変化や国や県の施策の方向性を踏まえることにより適切な対応につなげる。

3 会員の役割

(1) 滋賀県の役割

県は、市町や多様な主体とともに、琵琶湖の環境と調和した農林水産業の振興、生物多様性の保全、自然・文化・風土の継承など、当システムの保全・活用に総合的に取り組む。

(2) 市町の役割

地域内外への情報発信、資源管理、後継者育成、環境保全活動、産業振興、環境学習、国内外との交流等を進めるなど、地域振興策の実施および関係団体への支援に取り組む。

(3) 各団体の役割

地域内外への情報発信、資源管理、後継者の育成、環境と調和した生産物の生産振興・流通促進、環境学習等を進めるなど、当システムの保全と活用を進める。

(4) 大学・研究機関等

地元自治体や地域住民と連携し、研究成果を地域に還元するとともに、その知見を活用し生産者や協議会等に助言を行うなど、当システムの保全・活用に貢献する。

(5) 企業・住民・消費者など協議会員の役割

当システムの保全・活用の取組への参加や、情報発信媒体を活用した魅力の発信、食べることで琵琶湖を守るeat ecoの実践など、琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業を支える。

第4 考察

当システムは、琵琶湖環境の変化や漁獲量の減少、食生活の多様化による湖魚食文化の低迷、琵琶湖の恵みに対する人々の認識低下など、保全と継承にあたって多くの脅威及び課題に直面している。

そこで私たちは、世界農業遺産の5つの認定基準に沿い、「育てる」「守る」「伝える」「広める」「活かす」取組によって、琵琶湖と人とのより良い共生関係を築き、環境と調和した当システムの持続可能性をさらに高め、次の世代へ継承する。

1 「育てる」取組

認定基準（食料及び生計の保障）を踏まえ、活力ある琵琶湖漁業等を“育てる”ため、新たな担い手の確保・育成、「環境こだわり農業」の取組拡大、農林水産物の魅力発信と消費拡大、6次産業化等を推進し、当地域の安全・安心な食料の供給と、担い手の生計の確保に貢献する。

2 「守る」取組

認定基準（農業生物多様性）を踏まえ、生物多様性とその恵みを“守る”ため、「魚のゆりかご水田プロジェクト」の取組拡大をはじめ、多様な主体の参画による環境保全・再生活動や琵琶湖の水産有害生物の駆除により、琵琶湖をはじめとする豊かな自然や、農林水産業の営みにより形作られた環境、固有種を含む多様な生態系を次の世代へ継承する。

3 「伝える」取組

認定基準（地域の伝統的な知識システム）を踏まえ、伝統的な漁法の継承や水産資源の適切な保全・管理、ヨシ帯の保全と活用に取り組み、環境と調和してきた技術を次世代に“伝える”。これにより、1,000年以上にわたって生物多様性の恵みを受けて育まれてきた伝統的な知識システムの継承に貢献する。

4 「広める」取組

認定基準（文化、価値観及び社会組織）を踏まえ、当システム存続において重要な役割を担ってきた食文化などの伝統文化の価値を“広め”、多様な主体の参画による水源林保全、漁業者組織や農業者組織の活性化に貢献する。

5 「活かす」取組

認定基準（ランドスケープ及びシースケープの特徴）を踏まえ、当システムを“活かす”取組として、地域資源に関する魅力の発信や農泊を中心とするグリーンツーリズムによる地域振興に貢献する。

これら取組を推進するにあたり、総合的にとらえて進める必要がある。

滋賀の将来ビジョンである滋賀県基本構想には、「琵琶湖と共生する農林水産業（琵琶湖システム）」や、当システムの重要な要素である「森・川・里・湖のつながり」の保全と活用について言及しており、その実施計画において保全や活用状況の進行管理が行われている。

滋賀県基本構想に紐づく農業や林業、水産業、環境に関する計画においても、それらの活用と保全が位置づけられており、他分野の委員から構成される学術会議等において総合的に進行管理や評価が行われている。

協議会においても保全計画の取組の進行管理を行っており、それらの計画等と連動させながら総合的に検討、意見交換しながら取組を進めていく。



第5 脅威、課題、対応策（基準別一覧）

「琵琶湖システム」の継承に向け、**脅威、課題**を特定し、分析。その**対応策**を、**世界農業遺産の5つの認定基準**に沿い、**「①育てる」「②守る」「③伝える」「④広める」「⑤活かす」の5つの視点で整理。**

認定基準1 食料及び生計の保障

主な脅威	対応策
・担い手の減少 ・湖魚の産卵・成育環境の変化	○新たな担い手の確保・育成（漁業従事者等の育成等） ○6次産業化および地産地消の推進（商工観光部門との連携等） ○農林水産物の魅力発信と消費者拡大（湖魚、環境こだわり農産物、県産木材のPR等） ○水産資源の適切な保全・管理（資源管理型漁業、種苗放流、調査研究等）
主な課題	『育てる』
・担い手の確保・育成 ・農林水産物の魅力向上	活力ある琵琶湖漁業・農業等を『育てる』

認定基準2 農業生物多様性

主な脅威	対応策
・湖魚の産卵・成育環境の変化	○水産有害生物の駆除促進（外来魚・カワウ・水草対策等） ○ヨシ帯の保全・活用（ヨシ帯の保全活動推進、ヨシ活用等） ○「環境こだわり農業」の取組拡大（「魚のゆりかご水田プロジェクト」の取組拡大、「環境こだわり農産物」の生産拡大と深化等） ○水源林の保全（適切な森林整備、協働による森林づくり等） ○多様な主体による生物多様性の保全再生（環境教育、環境保全再生活動の推進等） ○琵琶湖環境の研究（気候変動の影響等を注視）
主な課題	『守る』
・水質・生態系の保全 ・自然と人の関わりの強化	生物多様性の恵みを『守る』

認定基準3 地域の伝統的な知識システム

主な脅威	対応策
・担い手の減少 ・湖魚の産卵・成育環境の変化	○伝統漁法の知識・技術の継承（伝統技術の維持、漁業体験機会の創出等） ○水産資源の適切な保全・管理（資源管理型漁業、種苗放流、調査研究等） ○ヨシ帯の保全・活用（ヨシ帯の保全活動推進、ヨシ活用等）
主な課題	『伝える』
・伝統漁法の継承 ・水産資源の保全・管理	環境と調和してきた技術を『伝える』

認定基準4 文化、価値観及び社会組織

主な脅威	対応策
・食文化の衰退 ・社会組織の弱体化	○食文化・伝統文化の継承（体験講習、出前授業、食育等） ○集落を中心とした話し合いの推進（集落役員等への働きかけ、リーダー育成等）
主な課題	『広める』
・食文化の継承 ・協働の促進	農山漁村地域の文化を『広める』

認定基準5 ランドスケープ及びシースケープの特徴

主な脅威	対応策
・社会組織の弱体化	○国際的な貢献（GIAHS認定地域との連携） ○システムの特性を活かした観光振興（教育旅行・グリーンリズムの推進等） ○琵琶湖システムの普及啓発（情報発信、ロゴマーク創設、語り部育成等）
主な課題	『活かす』
・理解促進に向けたツーリズムとの連携 ・国際的な協力・連携	琵琶湖システムを『活かす』

第6 出典・引用文献、参考文献（参考資料）

【出典・引用文献】

- 1) 農林水産省「令和4年漁業・養殖業生産統計」、2024年
- 2) 滋賀県「滋賀県農政水産部水産課調べ」、2024年
- 3) 滋賀県「滋賀県水産試験場調べ」、2024年
- 4) 滋賀県「滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課調べ」、2024年
- 5) 滋賀県「滋賀県農政水産部農村振興課調べ」、2024年
- 6) 滋賀県「滋賀県農政水産部みらいの農業振興課調べ」、2024年
- 7) 滋賀県「第51回滋賀県政世論調査」、2018年
- 8) 滋賀県「滋賀県琵琶湖環境部森林政策課調べ」、2024年
- 9) 滋賀県「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第4次)」、2022年
- 10) 滋賀県「滋賀県琵琶湖環境部森林保全課調べ」、2024年
- 11) 農林水産省「2018年漁業センサス」、2020年
- 12) 農林水産省「2015年農林業センサス」、2016年
- 13) 滋賀県「滋賀県農政水産部耕地課調べ」、2023年
- 14) 滋賀県「県政モニターアンケート(世界農業遺産に関する調査)」、2024年
- 15) 水産庁ホームページ「(2) 水産物消費の状況
- 16) 農林水産省「令和6年集落営農実態調査」、2024年
- 17) 滋賀県「集落営農実態調査」、2013年
- 18) 滋賀県「県政モニターアンケート(びわ湖の日に関する調査・環境学習に関する調査)」、2018-2024年
- 19) 滋賀県「第46回滋賀県政世論調査(生物多様性)」、2013年
- 20) 滋賀県「県政モニターアンケート(生物多様性に関する調査)」、2023年
- 21) 滋賀県「令和5年度滋賀県観光統計調査」、2024年

【参考文献】

- ・ 滋賀県、「滋賀県農業・水産業基本計画」、2021年
- ・ 滋賀県、「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画」、2023年
- ・ 滋賀県、「琵琶湖森林づくり基本計画」、2023年
- ・ 滋賀県、「滋賀県内水面漁業振興計画」、2022年
- ・ 滋賀県、「ヨシ群落保全基本計画」、2021年
- ・ 滋賀県、「シガリズム観光振興ビジョン」、2022年
- ・ 滋賀県、「地域農業戦略指針」、2015年
- ・ 滋賀県、「ビワイチ推進基本方針」、2022年
- ・ 滋賀県、「琵琶湖保全再生施策に関する計画(第2期)」、2021年
- ・ 滋賀県・京都府、「第8期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」、2022年
- ・ 滋賀県、「南湖における水草対策全体計画」、2018年
- ・ 滋賀県、「第4期滋賀県教育振興基本計画」、2023年
- ・ 滋賀県、「滋賀県産業振興ビジョン2030」、2020年
- ・ 滋賀県、「滋賀県文化振興基本方針(第3次)」、2021年
- ・ MLGs推進委員会、「シン・びわ湖なう 2024」、2024年

世界農業遺産保全計画 取組一覧

滋賀県琵琶湖地域

取組	ページ	実施者	実施時期					現状 (R6)	指標	目標 (R11)	認定基準への該当					
			R7	R8	R9	R10	R11				①	②	③	④	⑤	
脅威1 湖魚の産卵・成育環境の変化	10											①	②	③		
課題1 水産資源の保全管理	18											①	②	③		
①資源管理型漁業の推進	34											①	②	③		
・漁業者が行政と取り組む共同管理	34	◎漁業者、県、滋賀県漁業協同組合連合会、滋賀県水産振興協会	●	●	●	●	●			①	③					
・在来魚介類に対する産卵配慮等	34	◎県、滋賀県水産振興協会、滋賀県漁業協同組合連合会	●	●	●	●	●	琵琶湖漁業の漁獲量(外来魚を除く): 701トン(R4)	同左: 1,000トン(R12)	①	③					
・琵琶湖環境(気候変動の影響を含む)の調査研究	34	◎県、その他関係機関	●	●	●	●	●			①	②	③				
②食害の防除	35												②			
・外来魚駆除	35	◎県、滋賀県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、一般県民	●	●	●	●	●	外来魚生息量:370トン(R5)	同左: 300トン(R7)		②					
・カワウ捕獲	35	◎県、市町、漁業協同組合、県友会	●	●	●	●	●	カワウ春期生息数 18,098羽	同左: 4,000羽		②					
課題2 水質・生態系の保全	18											①	②	③		
①湖魚の産卵環境等の保全	36												②	③		
・多様な主体が連携する「魚のゆりかご水田プロジェクト」の取組拡大	36	◎活動組織・農業者、県、企業、学識者等	●	●	●	●	●	魚のゆりかご水田取組地域数: 17地区	同左: 27地区		②					
・ヨシ帯の保全と活用	36	◎県、市町、企業、地域住民、各種団体、学校	●	●	●	●	●	(数値目標は設定せず、取組を継続する)	(数値目標は設定せず、取組を継続する)		②	③				
・水草の刈り取り・除去	38	◎滋賀県漁業協同組合連合会、公益財団法人近江環境保全財団、県	●	●	●	●	●	南湖の水草繁茂面積: 42.7km ²	同左: 20～30km ² (R32)		②					
②水質・生態系の保全に向けた「環境こだわり農業」	38											①	②			
・環境こだわり農業の更なる深化	38	◎県、滋賀県農業協同組合中央会、農業協同組合、農業者	●	●	●	●	●	(数値目標は設定せず、取組を継続する)	(数値目標は設定せず、取組を継続する)	①	②					
・オーガニック環境の本格的な拡大	39	◎県、滋賀県農業協同組合中央会、農業協同組合、農業者	●	●	●	●	●	オーガニック米等栽培面積:291ha(R5)	同左: 400ha以上(R8)	①	②					
③水源林の保全	39												②			
・健全な森林づくり	39	◎県、市町、森林保有者、森林組合	●	●	●	●	●	除間伐を必要とする人工林に対する整備割合: 64%(R5)	同左: 90%		②					
・協働による森林づくり	39	◎県、市町、地域住民、森林所有者、NPO等団体	●	●	●	●	●	森林づくりに関する講座等への参加者数(累計): 753人(H31～R5)	同左: 1,250人		②					
		◎県、市町、地域住民、森林所有者、NPO等団体	●	●	●	●	●	「やまの健康」を具体化する企業等が関わる取組数(累計): 17企業等(R4～R5)	同左: 28企業等		②					
・ニホンジカによる森林被害防止	40	◎県、市町、滋賀県森林組合連合会	●	●	●	●	●	ニホンジカによる剥皮害面積:17ha(R5)	同左:100ha以下(R9)		②					
・ニホンジカの個体群管理	40	◎県、市町、滋賀県森林組合連合会、狩猟者団体	●	●	●	●	●	ニホンジカの捕獲数(県内):14,268頭(R5)	(数値目標は設定せず、取組を継続する)		②					
脅威2 担い手の減少	19											①	②	③	④	
課題1 担い手の確保・育成と伝統的漁法の継承	23											①	②	③	④	
①漁業就業者の確保・育成	41											①	③			
・伝統的漁法の継承と新たな漁業就業者の確保・育成	41	◎県、滋賀県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業者	●	●	●	●	●	新規漁業就業者数(累計): 9人(R3～R5)	同左: 10人(R7～R11)	①	③					
・伝統的漁法を活用した体験機会の創出	41	◎漁業者、漁業協同組合連合会、地元自治体、観光産業、NPO	●	●	●	●	●	出前授業・出前講座の実施回数(累計): 38回(R5)	(数値目標は設定せず、取組を継続する)			③				
②農業における担い手の確保	42											①	②		④	
・新規就農者の確保・育成	42	◎県、市町等	●	●	●	●	●	県内新規就農者数: 87人(R5)	同左: 115人	①						
・「魚のゆりかご水田米」のブランド化	42	◎農業者・農業者組織、農業団体、県、市町、大学	●	●	●	●	●	魚のゆりかご水田取組地域数: 17地区	同左: 27地区		②					
・環境こだわり農業の強みを生かした流通・販売の強化	43	◎県、市町、農業団体、農産物販売業者、消費者	●	●	●	●	●	(数値目標は設定せず、取組を継続する)	(数値目標は設定せず、取組を継続する)	①	②					
・地域ぐるみで取り組む農地・水路・農道・農村環境の保全	43	◎活動組織・農業者	●	●	●	●	●	農地や農業用施設を共同で維持保全している面積: 36,004ha(R5)	同左: 36,004ha	①	②		④			
・農業水利施設のアセットマネジメント	43	国、◎県、市町、土地改良区	●	●	●	●	●	農業水利施設の保全更新により用水の安定供給を確保する農地面積: 32,244 ha(R5)	同左: 36,697ha(R7)	①						

取組			ページ	実施者	実施時期					指標		認定基準への該当								
					R7	R8	R9	R10	R11	現状 (R6)	目標 (R11)	①	②	③	④	⑤				
		③林業における担い手の確保	44										①							
		・林業従事者の確保・育成	44	◎県、市町、森林組合、林業者等	●	●	●	●	●	林業就業者数：223人(R5)	同左：250人	①								
		・「びわ湖材」の利用推進	44	◎県、市町、民間施設等	●	●	●	●	●	県の整備する公共施設のびわ湖材による内装等木質化率：85%	同左：95%	①								
			◎県、市町、民間施設等	●	●	●	●	●	びわ湖材製品出荷量(原木換算)：80,200 m ³	同左：109,200m ³	①									
	課題2 農林水産業の魅力向上		23										①							
	①6次産業化の推進	45										①								
		・6次産業化と女性の活躍推進	45	◎農林漁業者、県、市町、関係団体	●	●	●	●	●	6次産業化を含む経営改善戦略や総合化事業計画等を策定・実践する経営体数(累計)：33経営体(R2～R6)	同左：58経営体(R6～R11累計)	①								
		・異業種との連携と地産地消	45	◎県産食材取り扱い店舗等	●	●	●	●	●	「おいしが うれしが」キャンペーン県内登録店舗数：1,720店舗(R6)	同左：1,820店舗	①								
	脅威3 食文化の衰退			24										①				④		
		課題 食文化の継承		25										①				④		
①湖魚を用いた食文化の継承と発展		46										①				④				
		・湖魚を食べる機会の創出	46	◎県、滋賀県漁業協同組合連合会、漁業者	●	●	●	●	●	びわ湖産魚介類を扱う事業者数(累計)：282事業者(H27～R5)	同左：340事業者(H27～R11)	①				④				
		・食文化の継承と発展に向けた提案や発信	46	◎県、市町、関係団体、農林漁業者、学校	●	●	●	●	●							④				
脅威4 社会組織の弱体化			26													②		④	⑤	
	課題1 協働の促進		32														②		④	⑤
	①人々の連携の推進	48																④		
		・集落を中心とした多様な主体と連携した取組の推進	48	◎県、市町、関係団体	●	●	●	●	●	(数値目標は設定せず、取組を継続する)	(数値目標は設定せず、取組を継続する)						④			
		・多様な主体の活動に対する支援	48	◎マザーレイクゴールズ推進委員会、県、消費者、研究者、NPO	●	●	●	●	●	マザーレイクゴールズ賛同者数：1,593者(R5)	(数値目標は設定せず、取組を継続する)							④		
	◎淡海の川づくりフォーラム実行委員会・滋賀県		●	●	●	●	●	淡海の川づくりフォーラム 毎年度 1回開催	淡海の川づくりフォーラム 各年度1回の開催						④					
	②自然と人との関わりの強化		49														②			
	・子どもたちや地域住民の理解促進	49	県教育委員会	●	●	●	●	●	びわ湖フローティングスクール事業実施学校数：全小学校(特別支援学校等含む)	同左：全小学校(特別支援学校等含む)						②				
		◎県、市町、NPO、事業者、教育・研究機関	●	●	●	●	●	県民の生物多様性に対する認知度：55.8%(R5)	同左：80%以上(R12)						②					
	・多様な主体による保全再生活動の推進	49	◎県、企業、農林漁業者	●	●	●	●	●	しが生物多様性取組認証制度認証者数：62者(R6当初)	同左：100者(R12)					②					
	③人々の理解促進に向けたツーリズムとの連携		50																⑤	
	・農山漁村における農泊を中心とするグリーンツーリズムの推進	50	◎しがのアグリツーリズム推進ネットワーク、県、市町、企業、大学、NPO	●	●	●	●	●	都市農村交流体験施設等登録数(県内)：100	同左：110								⑤		
	・地域資源の持続可能な活用・保全を促進するための観光産業との連携	50	◎農林漁業者、観光事業者	●	●	●	●	●	(数値目標は設定せず、取組を継続する)	(数値目標は設定せず、取組を継続する)								⑤		
	・湖と陸のつながりを重視する取組の促進	50	◎県、関係者	●	●	●	●	●	琵琶湖システムロゴマーク利用件数：208件(R2-R5累計)	(数値目標は設定せず、取組を継続する)								⑤		
	課題2 国際的な協力と連携		32																⑤	
	①世界との更なる連携	51																⑤		
・教訓の更なる発信		51	◎県、関係者	●	●	●	●	●	(数値目標は設定せず、取組を継続する)	(数値目標は設定せず、取組を継続する)							⑤			
・GIAHS認定地域との連携		51	◎県、関係者	●	●	●	●	●	(数値目標は設定せず、取組を継続する)	(数値目標は設定せず、取組を継続する)							⑤			

注1)実施者について、実施者が複数存在する場合には、責任者に◎を付けてください

注2)「指標」は可能な限り定量的なものを記入してください

注3)セルは必要に応じて挿入、削除してください

注4)「ページ」には保全計画本文の該当するページを記入して下さい

注5)世界農業遺産への認定申請に係る承認のみを希望する地域は1～5の項目が必須となります